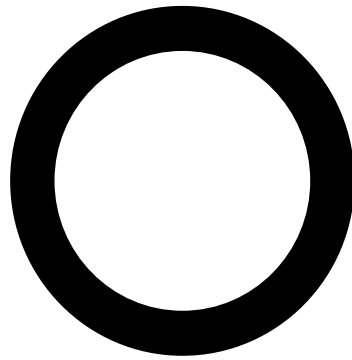


令和7年度

一般競争入札による保留地(市有地)売払い案内



令和7年9月
都市計画部区画整理課

前橋市ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

前橋市 

一般競争入札による保留地(市有地)売払いのながれ

入札参加申込

令和7年9月1日（月）から令和7年9月25日（木）までに参加申込みをしてください。
※申込みをする前に、必ず現地を確認してください。

入札保証金の納付

入札保証金として入札金額の5%以上の金額を令和7年10月6日（月）までに、申込時にお渡しする納入通知書で納付してください。
※非落札者の入札保証金は、後日お返しします。
※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当いたします。

入札実施

令和7年10月7日（火）に入札を行います。
※予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。

契約保証金の納付

契約保証金として落札金額の10%以上（入札保証金と合算して10%以上を満たせば可）を契約締結の前に納付してください。なお、契約保証金は売買代金に充当します。

売買契約締結

落札された場合、令和7年10月14日（火）までに売買契約を締結していただきます。
※契約書に貼付する「収入印紙」は、落札者の負担になります。

土地代金納付

令和7年11月14日（金）までに契約保証金を差し引いた土地代金を納付していただきます。

土地の引渡し

土地代金完納後、現地において土地の境界を確認して引渡します。六供の土地は引き続き所有権移転登記を行います。「登録免許税」は落札者の負担になります。

所有権移転登記 (換地処分公告後)

松並木の土地は換地処分公告の翌日に所有権を取得した後、所有権移転登記を行います。※所有権移転登記に必要な「登録免許税」は落札者の負担になります。

目 次

1	入札に付する物件	1 ページ
2	お問合せ先	2 ページ
3	売払い案内の配布	2 ページ
4	入札参加申込者の資格	2 ページ
5	入札参加申込方法	2 ページ
6	入札保証金の納付等	3 ページ
7	入札実施日時等	3 ページ
8	入札当日に持参するもの	3 ページ
9	入札方法等	3 ページ
10	無効な入札	4 ページ
11	入札参加申込者の資格審査	4 ページ
12	売払い条件	4 ページ
13	契約保証金の納付	4 ページ
14	売買契約の締結	4 ページ
15	土地代金の納付方法等	5 ページ
16	所有権移転登記	5 ページ
17	土地の引渡し	5 ページ
18	電柱及び支線等	5 ページ
19	上水道の取出し	5 ページ
20	下水道の取出し	5 ページ
21	制限等についてのお問合せ先	5 ページ
22	応札のない土地の取扱い	5 ページ
23	その他	5 ページ
24	保留地とは	6 ページ
25	物件調書・位置図	7 ～ 5 0 ページ
26	契約書（例）	5 1 ～ 5 3 ページ
27	入札参加申込書及び誓約書	巻末

一般競争入札による土地の売払いについて

土地の一般競争入札による売払いを次のとおり実施します。入札への参加を希望される方は、本案内のほか、周辺環境及び建築制限など物件について必ずご自身で調査・確認の上、申込手続きをしてください。物件の引き渡しは、現状のままで行います。

※一般競争入札による売払いとは、複数の申込者が価格を競り合い市があらかじめ定めた価格（予定価格）以上で最も高い金額で入札した方と契約をする方法です。

1 入札に付する物件

物件番号	所在地	地目	面積	予定価格	㎡単価
1	六供町二丁目 4 4－9、4 4－1 0	宅地	153.31㎡	11,192,000円	73,000円
2	六供町三丁目 9－3	宅地	329.39㎡	23,090,000円	70,100円
3	六供町四丁目 2 1－3	宅地	133.32㎡	8,772,000円	65,800円
4	六供町四丁目 2 2－1 1	宅地	588.67㎡	38,970,000円	66,200円
5	六供町四丁目 2 6－3	宅地	724.37㎡	47,450,000円	65,500円
6	六供町二丁目 2 8－9	宅地	122.57㎡	8,225,000円	67,100円
7	六供町二丁目 4 9－1 0	宅地	341.62㎡	14,020,000円	41,030円
8	六供町四丁目 2 4－4	宅地	213.91㎡	14,490,000円	67,730円
9	六供町四丁目 2 5－3	宅地	156.81㎡	10,530,000円	67,150円
10	六供町五丁目 4－3	宅地	228.28㎡	15,570,000円	68,200円
11	松並木土地区画整理事業区域内 8 街区 1 2 号保留地（天川大島町）	宅地	233.29㎡	12,994,000円	55,700円
12	松並木土地区画整理事業区域内 9 街区 2 1 号保留地（天川大島町）	宅地	208.19㎡	10,930,000円	52,500円
13	松並木土地区画整理事業区域内 9 街区23-1号保留地（天川大島町）	宅地	206.31㎡	11,161,000円	54,100円
14	松並木土地区画整理事業区域内 9 街区23-2号保留地（天川大島町）	宅地	205.00㎡	10,763,000円	52,500円
15	松並木土地区画整理事業区域内 3 6 街区 7 号保留地（天川大島町）	宅地	200.24㎡	11,900,000円	59,400円
16	松並木土地区画整理事業区域内 8 2 街区 9 号保留地（下大島町）	宅地	168.97㎡	9,400,000円	55,600円
17	松並木土地区画整理事業区域内 6 街区 2 3 号保留地（天川大島町）	宅地	172.05㎡	8,207,000円	47,700円
18	松並木土地区画整理事業区域内 1 0 街区 2 4 号保留地（天川大島町）	宅地	168.02㎡	8,514,000円	50,670円
19	松並木土地区画整理事業区域内 3 2 街区 8 号保留地（天川大島町）	宅地	552.71㎡	22,034,000円	39,870円
20	松並木土地区画整理事業区域内 6 0 街区 1 2 号保留地（下大島町）	宅地	535.64㎡	21,515,000円	40,160円
21	松並木土地区画整理事業区域内 9 4 街区 5 号保留地（朝倉町四丁目）	宅地	319.10㎡	16,200,000円	50,760円
22	天川大島町三丁目 5 4－3	雑種地	111.00㎡	4,400,000円	39,600円

2 お問い合わせ先

区画整理課 管理係 027-898-6912（直通）

3 売払い案内の配布

期間	令和7年9月1日（月）から令和7年9月25日（木）まで 午前9時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
場所	前橋市役所9階 区画整理課

4 入札参加申込者の資格

個人、法人を問わず、入札に参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は入札参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者若しくは(2)に規定する者から委託を受けたもの、またはそれらに規定する者の団体
- (4) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定される公有財産に関する事務に従事する前橋市職員

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれか

に該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき

は、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正

の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の

利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

5 入札参加申込方法

入札に参加しようとする方（以下「入札参加者」という。）は、提出書類を揃えて直接ご持参ください（郵送による申込みはできません。）。

(1) 受付期間等

期間	令和7年9月1日（月）から令和7年9月25日（木）まで 午前9時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
場所	前橋市役所9階 区画整理課（大手町二丁目12番1号）

(2) 提出書類

- ア ☐ 入札参加申込書（巻末に添付） ※HPからダウンロード可
イ ☐ 誓約書（巻末に添付） ※HPからダウンロード可
ウ ☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードの写し等）
エ ☐ 法人登記現在事項証明書（法人の場合）

(3) 注意事項

- ① 提出された書類に事実と相違する記載があるときは、申込み及び売払いの決定は無効になります。
- ② 提出された書類は、お返ししません。
- ③ 提出された書類等による個人情報の取り扱いについては、入札、契約締結、登記嘱託事務等、本来の目的を達成するために使用することとし、当課職員により、管理処分します。
- ④ 入札参加申込者、入札者、保留地の所有権移転登記名義人は全て同じになります。夫婦等、共有名義を希望する場合は連名で申込みしてください。
※連名の場合は、入札参加申込書に持分割合を明記してください。
- ⑤ 申込みの受付をした後、申込書等の差替え又は再提出はできませんので、よくご確認ください。
- ⑥ 申込後に何らかの事情により辞退される場合は、必ず辞退届を提出してください。

6 入札保証金の納付等

入札参加者は、物件番号ごとに**入札金額の5%以上（円未満切り上げ）**を入札保証金として、令和7年10月6日（月）までに納付しなければ入札に参加できません。

(1) 納付方法

入札参加申込みの際にお渡しする前橋市発行の納入通知書により、金融機関等に納付してください。

(2) 入札保証金の返還等

- ① 入札者が納付した入札保証金については、落札者以外の方には、口座振り込みにより返還します。
- ② 落札者が納付した入札保証金は、原則、契約保証金に充当します。
- ③ 入札保証金には利息は付しません。
- ④ 入札後、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は前橋市に帰属することになり、お返ししません（地方自治法第234条第4項）。

7 入札実施日時等

期間	令和7年10月7日（火）	午前9時から順次
場所	前橋市役所9階東会議室（大手町二丁目12番1号）	

※入札時間については、申込数によりますので、詳しい時間は直接申込者に連絡いたします。入札場所についても変更の可能性があります。

※駐車場が混雑する場合がありますので、時間に余裕をもってご来庁ください。

8 入札当日に持参するもの

入札に参加される方は、本人確認ができるものをお持ちください。

- ① 受付書
- ② 入札書
※共有名義の場合は全員の記名が必要です。
- ③ 領収書（原本）
- ④ 入札保証金還付請求書
- ⑤ 筆記用具

※注 代理人が入札をする場合や共有名義で代表者が入札を行う場合には、委任状を提出してください。

9 入札方法等

- (1) 入札書は直接持参してください。電報、電送又は郵送による入札は認めません。
- (2) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し提出してください。
- (3) 提出後の入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (4) 開札は、入札の場所において入札終了後直ちに、入札者又はその代理人の立ち会いの上、行います。
- (5) 開札の際には、入札者の氏名（法人の場合は名称）及び入札者ごとの入札金額を読み

上げます。

- (6) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を入札会場において宣言します。
- (7) 落札者の決定にあたっては、前橋市が定めた予定価格以上の金額で、最も高い金額により入札を行った者を落札者とします。
- (8) 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
この場合において、同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはありません。
- (9) 入札を公正に執行することができないなどの特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

10 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
- (3) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (4) 不正行為による入札
- (5) 入札書の金額、氏名又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
- (6) 売払い案内等において示された条件に違反した入札
- (7) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった入札
- (8) 入札保証金の納付額が入札金額の5%に満たなかった者がした入札
- (9) 予定価格に満たなかった金額での入札

11 入札参加申込者の資格審査

入札参加申込みの受付後、書類審査に加えて、入札参加申込者の方の実態調査や暴力団等でない旨の調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

12 売払い条件

- (1) 保留地代金は、納付期日までに全額を納付してください。分割納付はできません。
5ページ「15 土地代金の納付方法等」をご覧ください。
- (2) 保留地の買受人は、関係法令及び保留地売買契約書の条項等を遵守してください。
- (3) 売買物件の引渡しの日から、次に該当する行為をすることはできません。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業への使用
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用
- (4) 保留地は現状有姿のまま引渡します。敷地の造成、工作物（擁壁・フェンス埋設物等）電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の伐採・剪定、隣接地権者との協議、状況の変更に関しては、購入者で行ってください。
また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。

13 契約保証金の納付

落札者は、契約締結までに、入札番号ごとに落札金額の10%以上（円未満切り上げ）の金額を契約保証金として納付しなければなりません。納付していただいた契約保証金は、全額を保留地代金へ充当させていただきます。なお、契約保証金には、利息は付しません。

14 売買契約の締結

- (1) 契約締結時にご用意していただくもの
 - ① 契約書に貼付する収入印紙（※契約金額に応じた金額となります。）
 - ② 印鑑（朱肉を使用するもの）
 - ③ 契約保証金を納付した納入通知書兼領収証書（原本） ※確認後お返しします。
- (2) 契約締結期限
令和7年10月14日（火）が契約締結期限です。
- (3) 契約にあたっての注意事項

契約締結期限の延期は、いかなる理由があろうとも認められません。
また、落札者が定められた締結期限までに契約を締結しない場合は、当該落札は無効となりますので、ご注意ください。

15 土地代金の納付方法等

- (1) 土地代金は、令和7年11月14日（金）までに契約保証金を差し引いた金額を納付してください。
- (2) 土地代金は、前橋市が発行する納入通知書により納付していただきます。なお、納入通知書は契約締結時にお渡しします。
- (3) 土地代金の分割納付はできません。
- (4) 納付期日までに代金が納付されない場合、当該契約は解除のうえ、契約保証金は違約金に充当しますので十分ご注意ください。

16 所有権移転登記

所有権移転登記の手続きは、前橋市が行います。（松並木の場合は換地処分公告の翌日に所有権を取得した後となります。）ただし登記の際に必要な登録免許税は落札者の負担となります。詳しくは6ページ「24保留地とは」をご覧ください。

17 土地の引渡し

土地代金の完納が確認できた後に、現状有姿での引渡しとなります。（松並木の場合は保留地代金完納日が使用収益開始日となります。）

18 電柱及び支線等

売払い物件内にある電柱及び支線等は移設できませんので、現地をよく確認してください。

19 上水道の取出し

上水道の取出管は設置されていません。使用する場合の取出管の設置費用は落札者の負担となります。詳しくは、水道整備課にご確認ください。

20 下水道の取出し

下水道は使用可能ですが、下水道の取出管は基本的に設置されていません。詳しくは、下水道整備課にご確認ください。

21 制限等についてのお問合せ先

- (1) 用途地域、地区計画
都市計画課 027-898-6943（直通）
- (2) 建築制限
建築指導課 027-898-6754（直通）
- (3) 上水道
水道局 水道整備課 027-898-3043（直通）
- (4) 下水道
水道局 下水道整備課 027-898-3063（直通）
- (5) 都市ガス
東京ガス(株)群馬導管・設備センター 027-323-3843（直通）

22 応札のない土地の取扱い

今回の入札において応札のなかった土地については、今回の入札と同一の条件で10月8日（水）から随時、先着順で売払います。なお初日の10月8日（水）のみ午前8時半の時点で同一土地について、複数人の申込みがあった場合は抽選を行います。

23 その他

本案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、前橋市財務規則、前橋市契約規則等の定めるところによって処理します。

保留地とは、土地区画整理法（以下「法」という。）第96条第2項の規定により、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、換地計画において一定の土地を換地、あるいは公共施設用地として定めないで、事業施行者である前橋市（以下「施行者」という。）に売却処分させるために留保した土地をいいます。

施行者は、法第104条第11項の規定による換地処分(※1)の公告の日の翌日に所有権を取得した後、保留地買受人へ所有権移転登記を行います。

※1 換地処分とは、法第103条第1項及び第2項の規定により、換地計画に係る区域の全部について、道路・公園等公共施設、権利者の換地先への移転工事等が完了した後、換地計画において定められた各権利者の土地、保留地などの地番、地積等の事項を通知することをいいます。

■保留地買受人は、売買契約を締結し、保留地代金を納付し、保留地の引渡しを受けることにより、次の権利を取得することになります。

① 保留地の引渡しの日をもって保留地の使用収益権を施行者から譲り受ける権利。

② 将来、換地処分公告後に施行者が取得する所有権の移転登記を受ける権利。

■換地処分の結果、面積に増減が生じた場合には、保留地売買代金の清算を行います。

■保留地については、換地処分の公告まで、土地の登記簿が存在しないことから、金融機関に融資の申込みをしても抵当権設定ができないので、融資が受けにくい面があります。そのため、前橋市は登記簿のない保留地という特殊性を考慮したうえで、融資の審査をしていただけるよう一部の金融機関と協定を結んでいます（保留地ローン制度）。詳細につきましては、区画整理課管理係にお問合せください。

※市と協定を締結している金融機関一覧

- ・アイオー信用金庫
- ・足利銀行
- ・群馬銀行
- ・埼玉りそな銀行
- ・しののめ信用金庫
- ・第四北越銀行
- ・中央労働金庫
- ・東和銀行
- ・前橋市農業協同組合
- ・りそな銀行
- ・あかぎ信用組合
- ・群馬県信用組合
- ・大光銀行

物 件 調 書

物件番号	1	予定価格	11, 192, 000 円 (73, 000 円/㎡、 240, 900 円/坪)
------	---	------	---

所在地		六供町二丁目 4 4－9、4 4－1 0			
地目		宅地		面積	153.31 ㎡
道路と敷地の関係		西側幅員 13m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	近隣商業区域			
	建ぺい率	8 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外		居住誘導区域：区域内	(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	その他の制限等				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約 2. 4 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	城南小学校			約 6 0 0 m (直線距離)
	中学校 (学区)	第一中学校			約 1. 4 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

物件番号

1

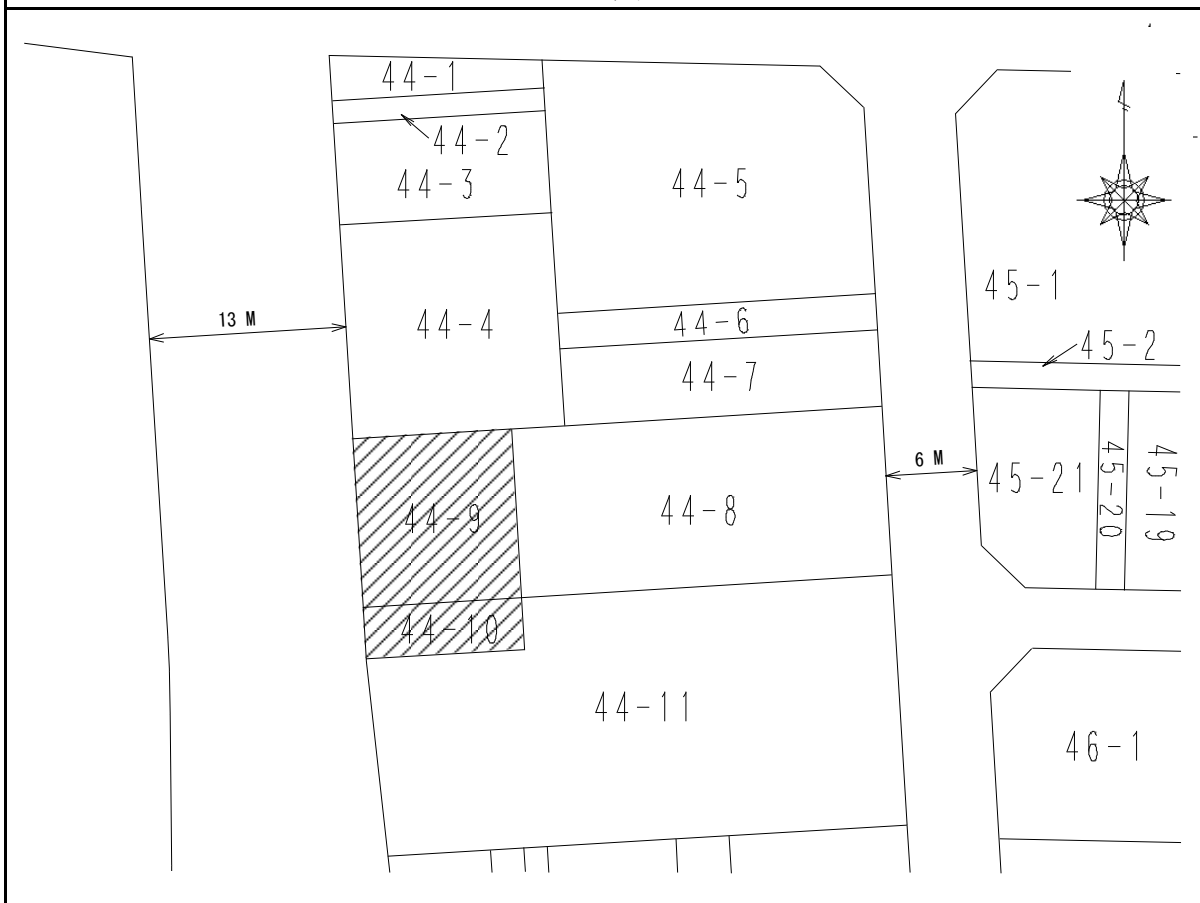
土地の所在

六供町二丁目44番9、44番10

位置図



公図



物 件 調 書

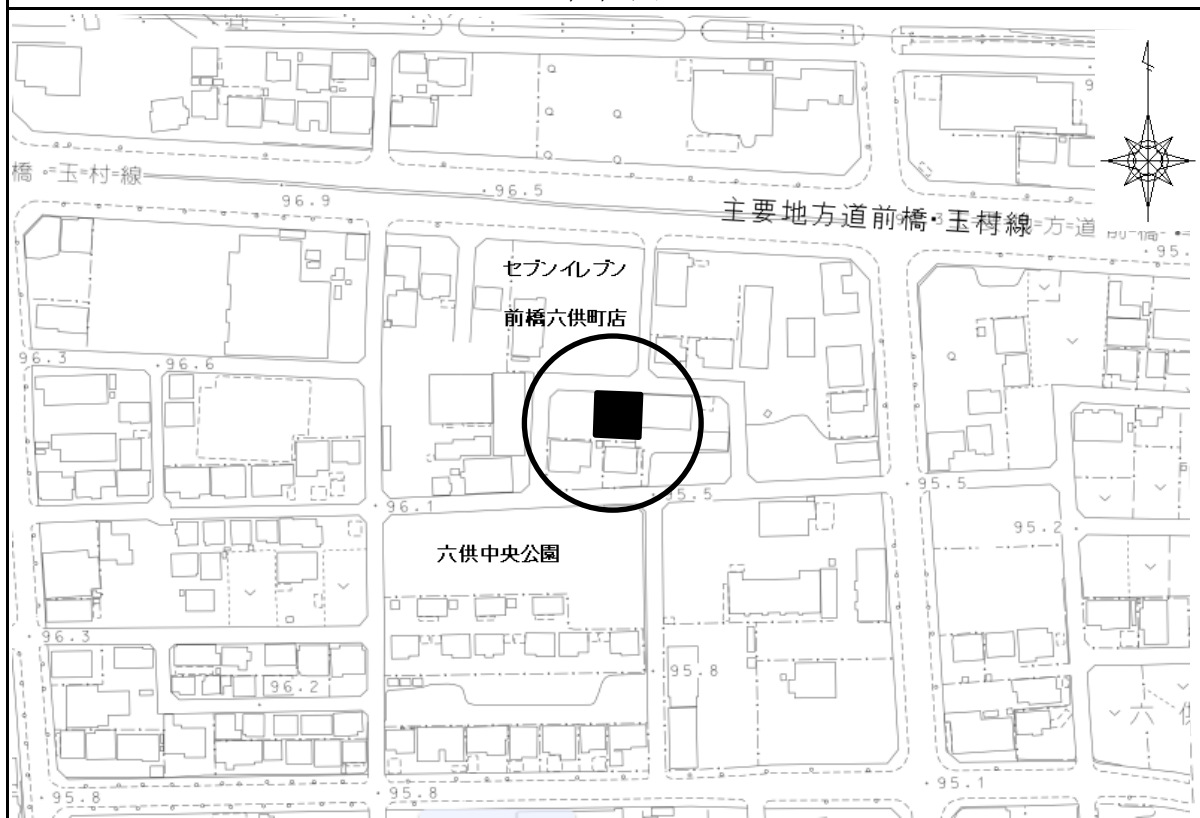
物件番号	2	予定価格	23,090,000 円 (70,100 円/㎡、 231,330 円/坪)
------	---	------	---

所在地		六供町三丁目 9－3			
地目		宅地		面積	329.39 ㎡
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域内		
その他の制限等					
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約2.6 km (直線距離)
	小学校 (学区)	城南小学校			約800 m (直線距離)
	中学校 (学区)	第一中学校			約1.6 km (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則1箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				
	・ブロック塀が境界上に建てられている箇所がありますが、隣接地権者と覚書を結んでいます。				
	・本物件の売出人 前橋市 (区画整理課 027-898-6912)				

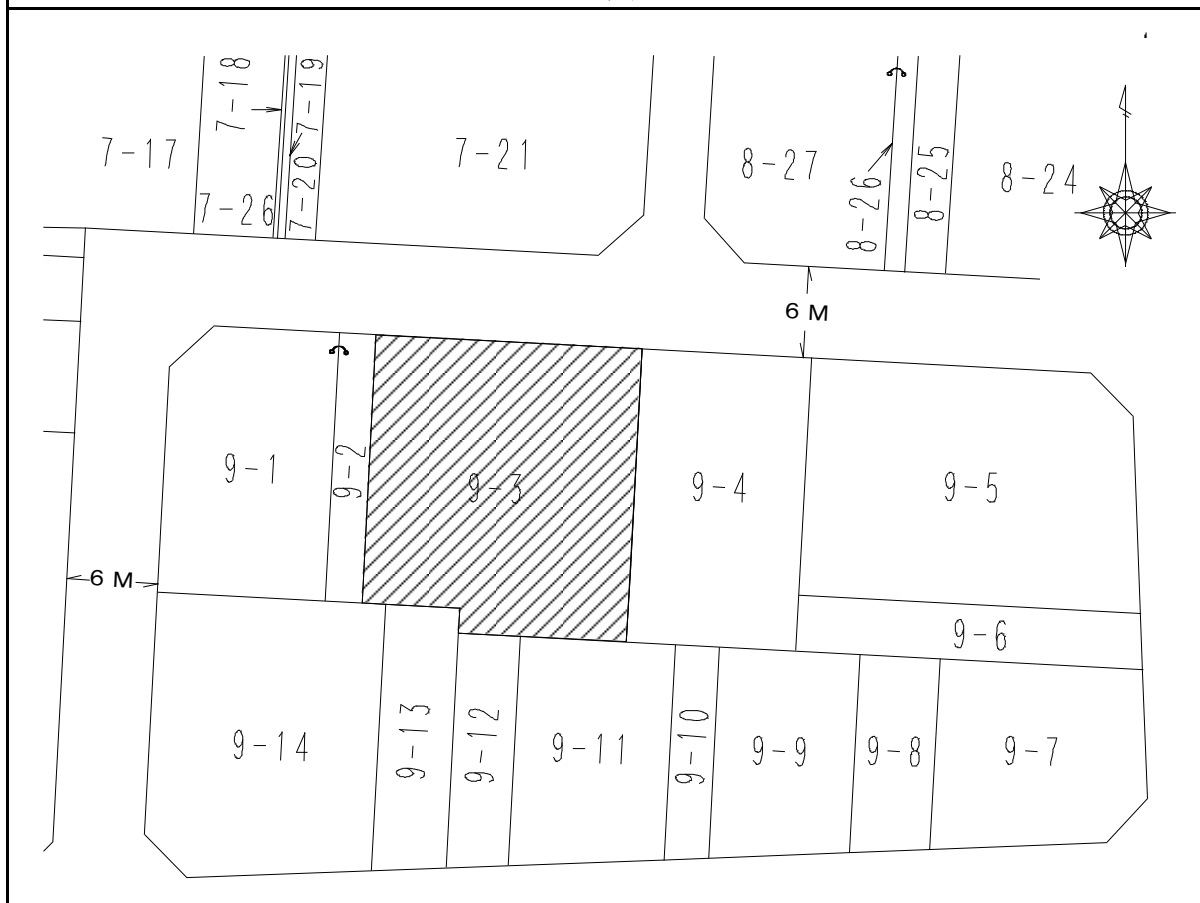
土地の所在

六供町三丁目9番3

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	3	予定価格	8,772,000 円 (65,800 円/㎡、 217,140 円/坪)
------	---	------	--

所在地		六供町四丁目 2 1 - 3			
地目		宅地		面積	133. 32 ㎡
道路と敷地の関係		西側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域内		(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
その他の制限等					
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約 2 . 7 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	城南小学校			約 8 0 0 m (直線距離)
	中学校 (学区)	第一中学校			約 1 . 7 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				
	・ブロック塀が境界上に建てられている箇所がありますが、隣接地権者と覚書を結んでいます。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

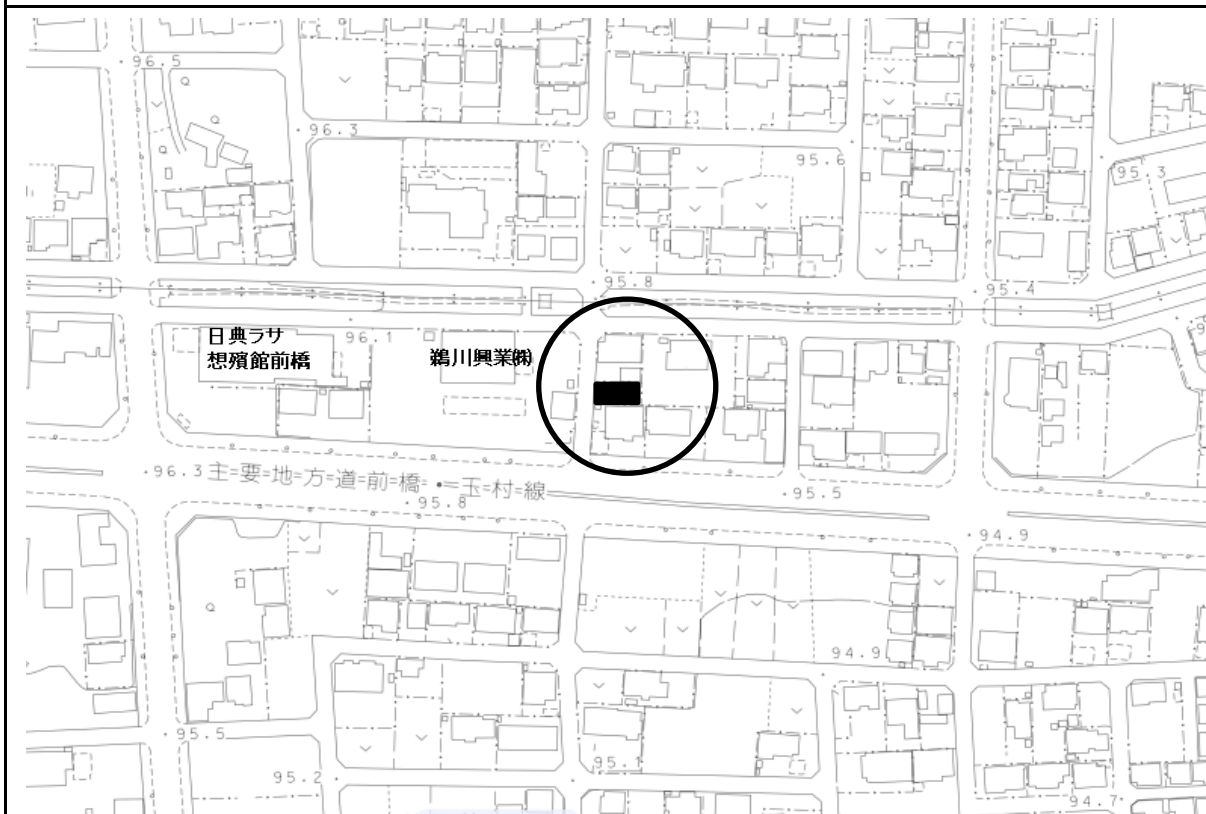
物件番号

3

土地の所在

六供町四丁目 2 1 番 3

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	4	予定価格	38,970,000 円 (66,200 円/㎡、 218,460 円/坪)
------	---	------	---

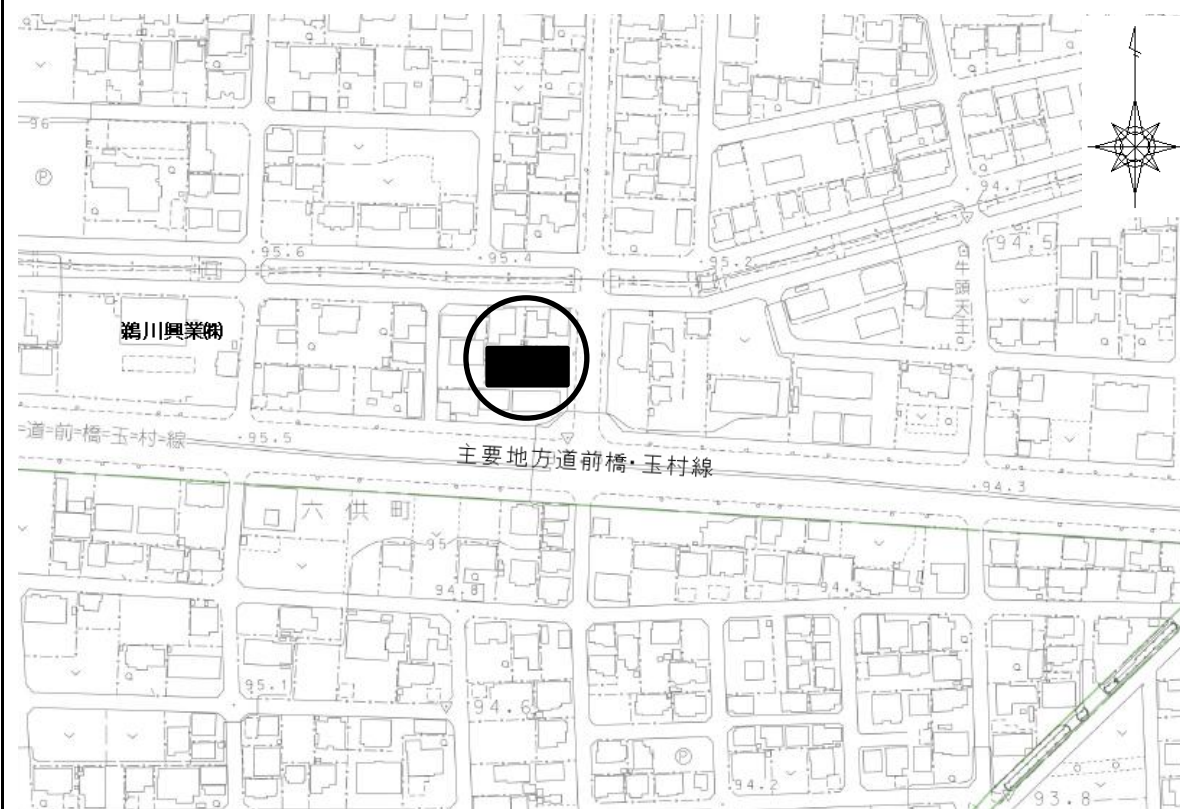
所在地		六供町四丁目 2 2 - 1 1			
地目		宅地		面積	588.67 m ²
道路と敷地の関係		東側幅員 16 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外		居住誘導区域：区域内	(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	その他の制限等				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約2.7km(直線距離)
	小学校(学区)	城南小学校			約900m(直線距離)
	中学校(学区)	第一中学校			約1.9km(直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物(擁壁・フェンス・埋設物等)、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則1箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市(区画整理課 027-898-6912)
---------	-------------------------

土地の所在

六供町四丁目 2 2 番 1 1

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	5	予定価格	47,450,000 円 (65,500 円/㎡、 216,150 円/坪)
------	---	------	---

所在地		六供町四丁目 2 6 - 3			
地目		宅地		面積	724.37 m ²
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943 (2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	用途地域	第一種低層住居専用地域			
	建ぺい率	4 0 %			
	容積率	8 0 %			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域外		
その他の制限等	絶対高さの最高限度：1 0 m 後退距離 1 m				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約 2. 7 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	城南小学校			約 8 5 0 m (直線距離)
	中学校 (学区)	第一中学校			約 1. 8 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

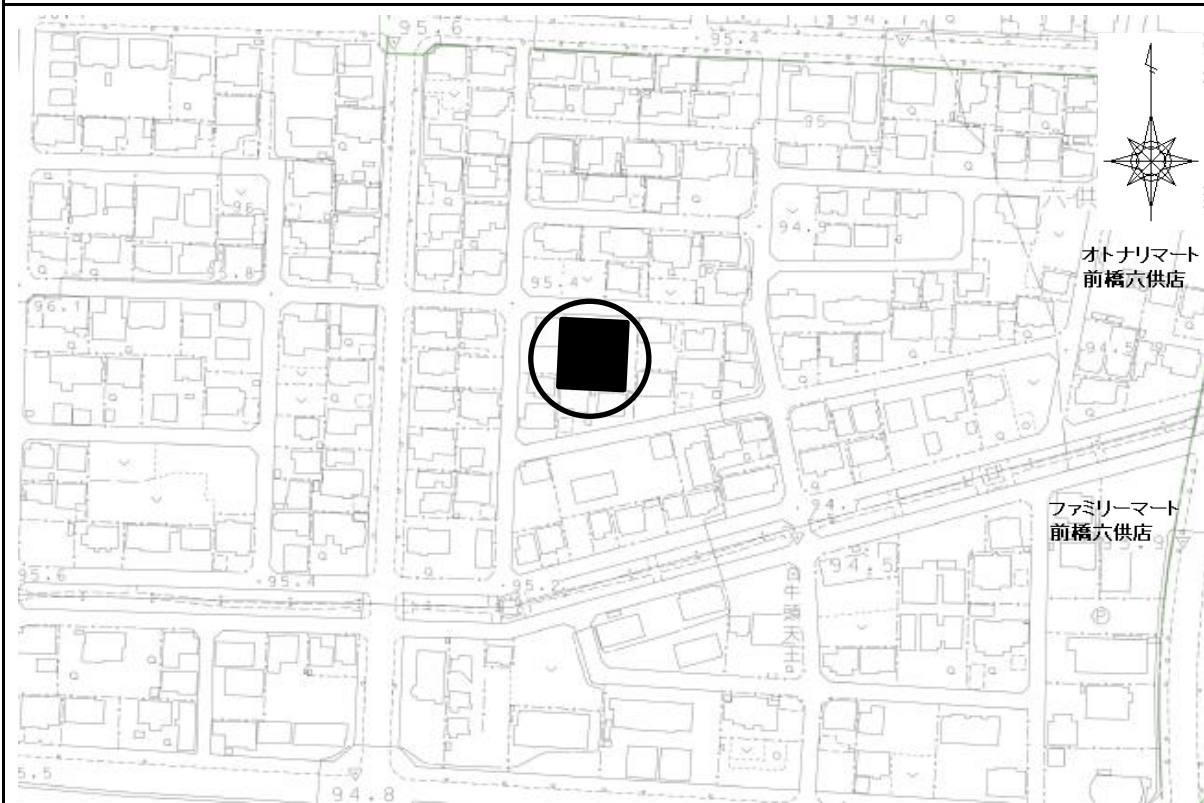
物件番号

5

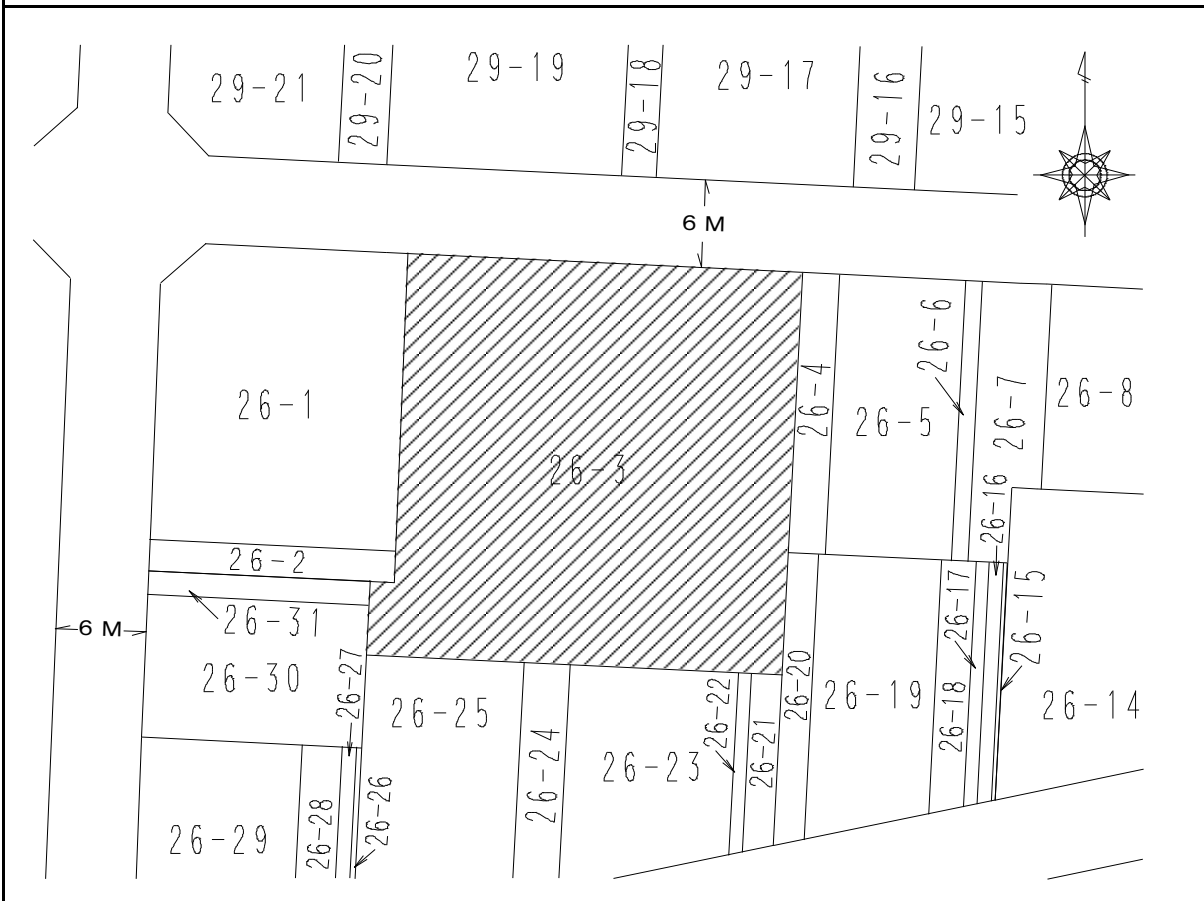
土地の所在

六供町四丁目 2 6 番 3

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	6	予定価格	8,225,000 円 (67,100 円/㎡、 221,430 円/坪)
------	---	------	--

所在地		六供町二丁目 2 8 - 9			
地目		宅地		面積	122.57 ㎡
道路と敷地の関係		東側幅員 13 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943 (2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	用途地域	近隣商業地域			
	建ぺい率	80%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域内		
その他の制限等					
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約2.2 km (直線距離)
	小学校 (学区)	城南小学校			約500 m (直線距離)
	中学校 (学区)	第一中学校			約1.2 km (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則1箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

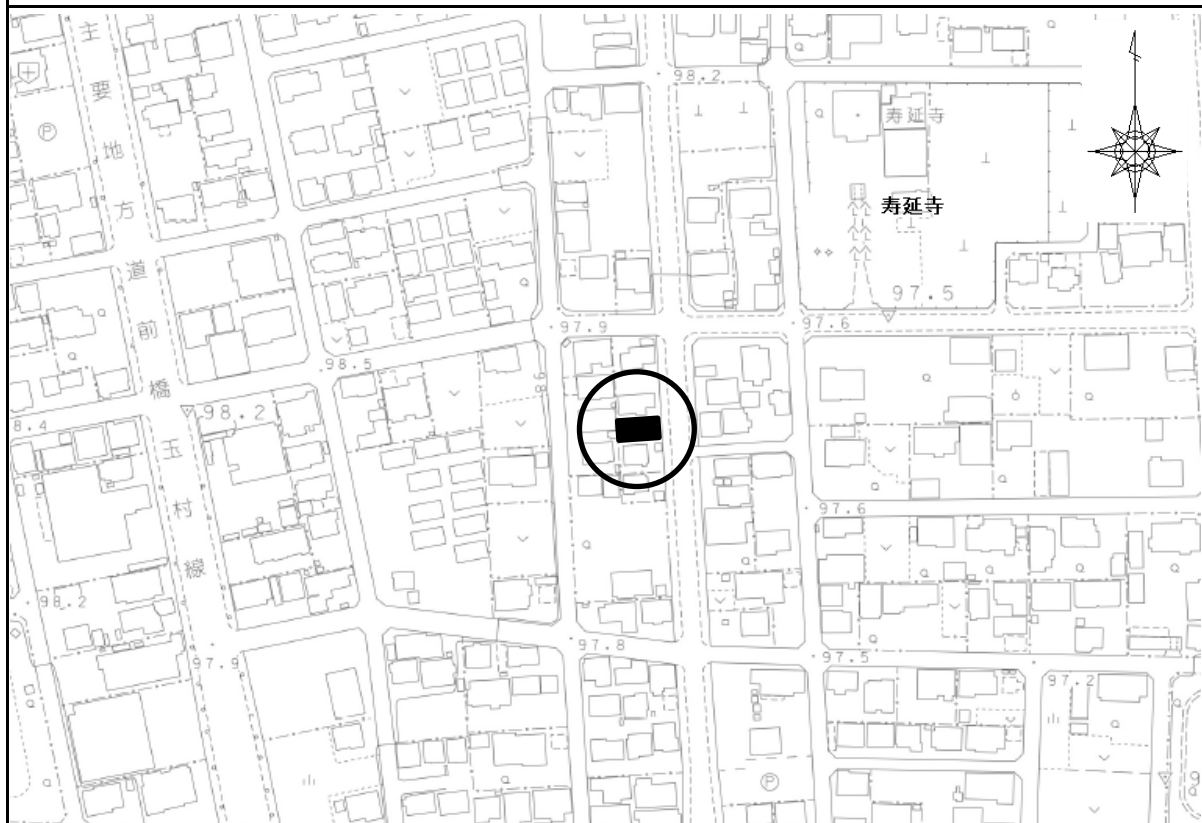
物件番号

6

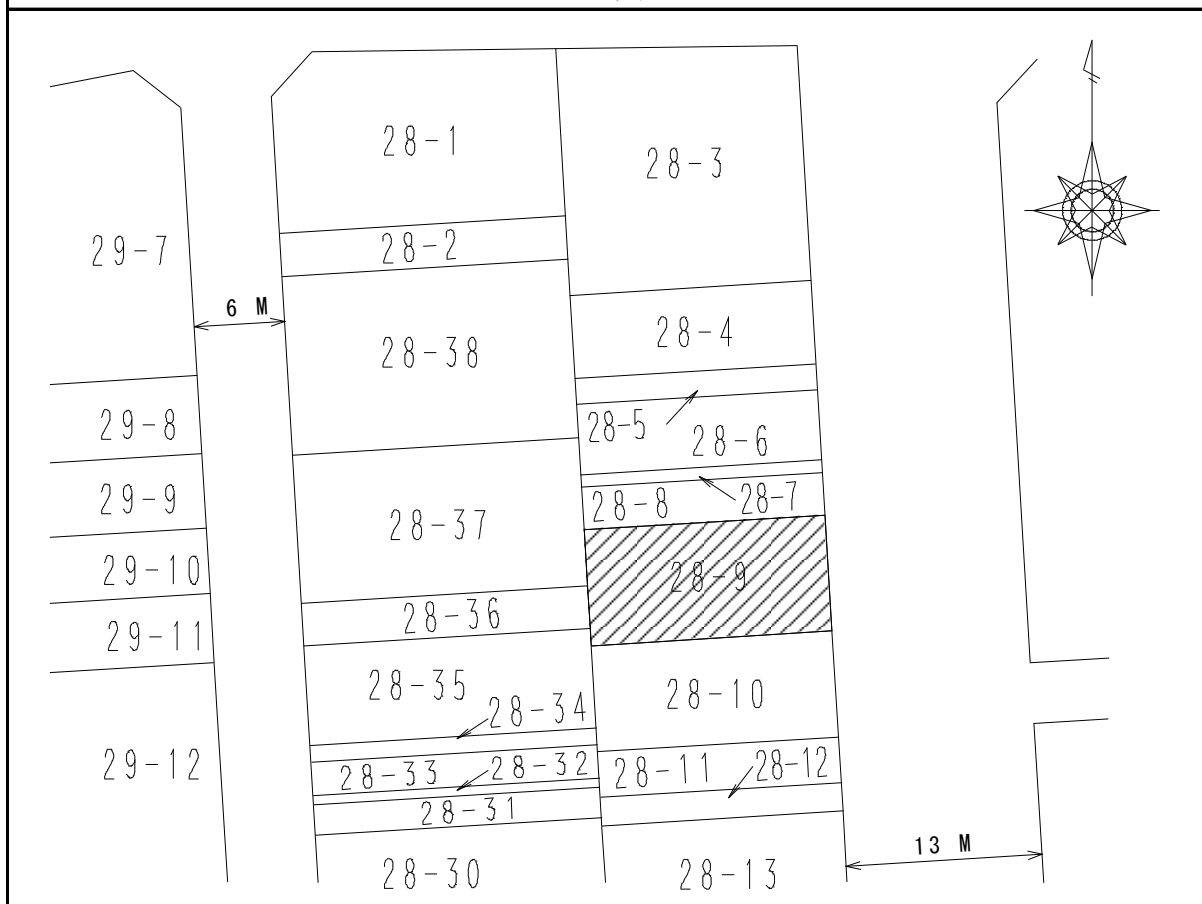
土地の所在

六供町二丁目 28 番 9

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	7	予定価格	14,020,000 円 (41,030 円/㎡、 135,399 円/坪)
------	---	------	---

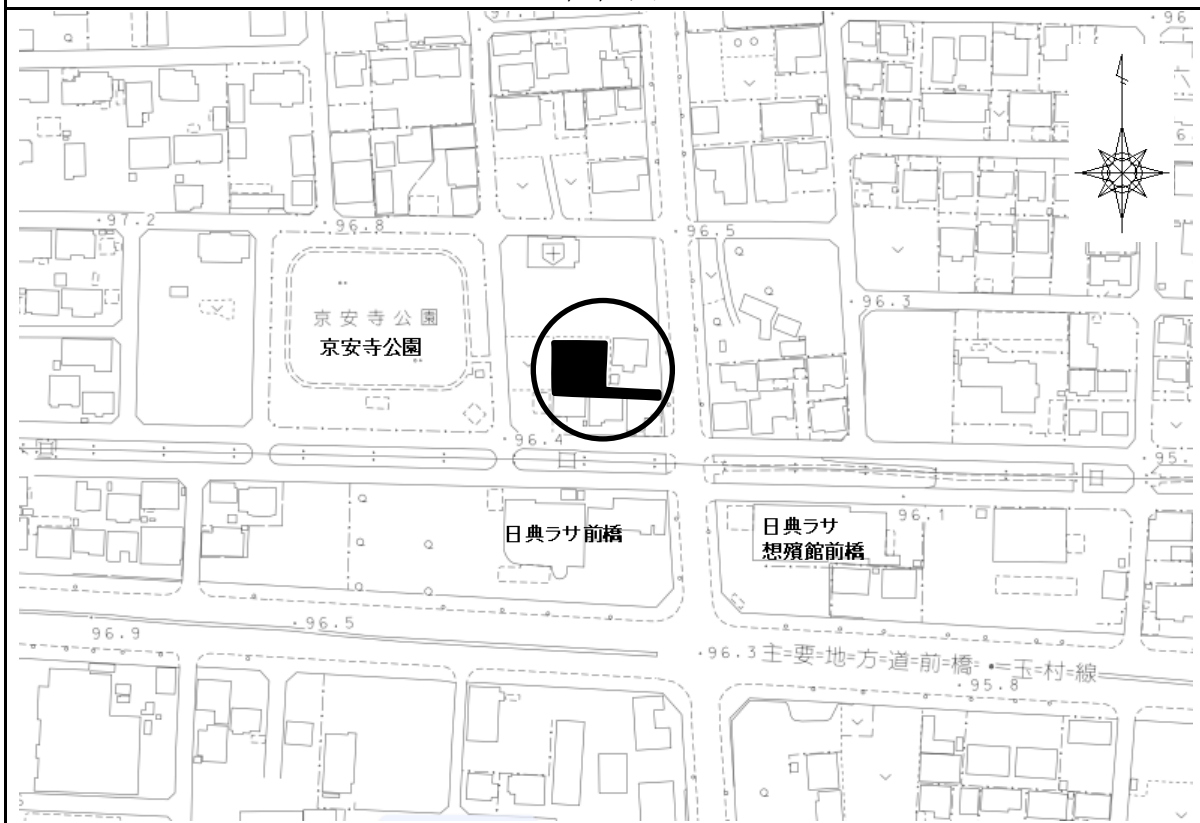
所在地		六供町二丁目 4 9 - 1 0			
地目		宅地		面積	341.62 m ²
道路と敷地の関係		東側幅員 17 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域内		(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
その他の制限等					
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：有	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約2.5 km (直線距離)
	小学校 (学区)	城南小学校			約700 m (直線距離)
	中学校 (学区)	第一中学校			約1.5 km (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っておりません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則1箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				
	・間口は約3メートルあります。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

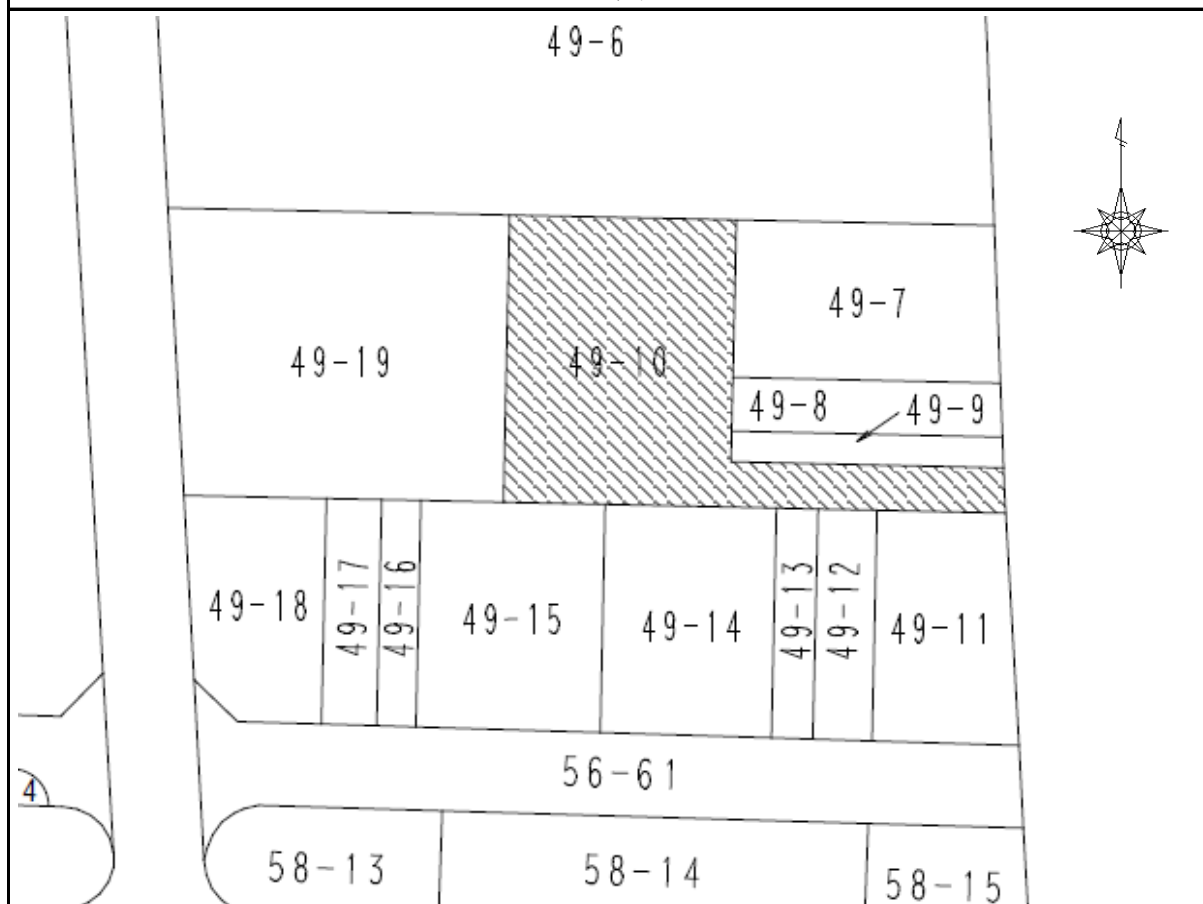
土地の所在

六供町二丁目49番10

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	8	予定価格	14,490,000 円 (67,730 円/㎡、 223,509 円/坪)
------	---	------	---

所在地		六供町四丁目 2 4 - 4			
地目		宅地		面積	213.91 m ²
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943 (2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域外		
その他の制限等					
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約 2. 7 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	城南小学校			約 1. 0 k m (直線距離)
	中学校 (学区)	第一中学校			約 1. 8 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っておりません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

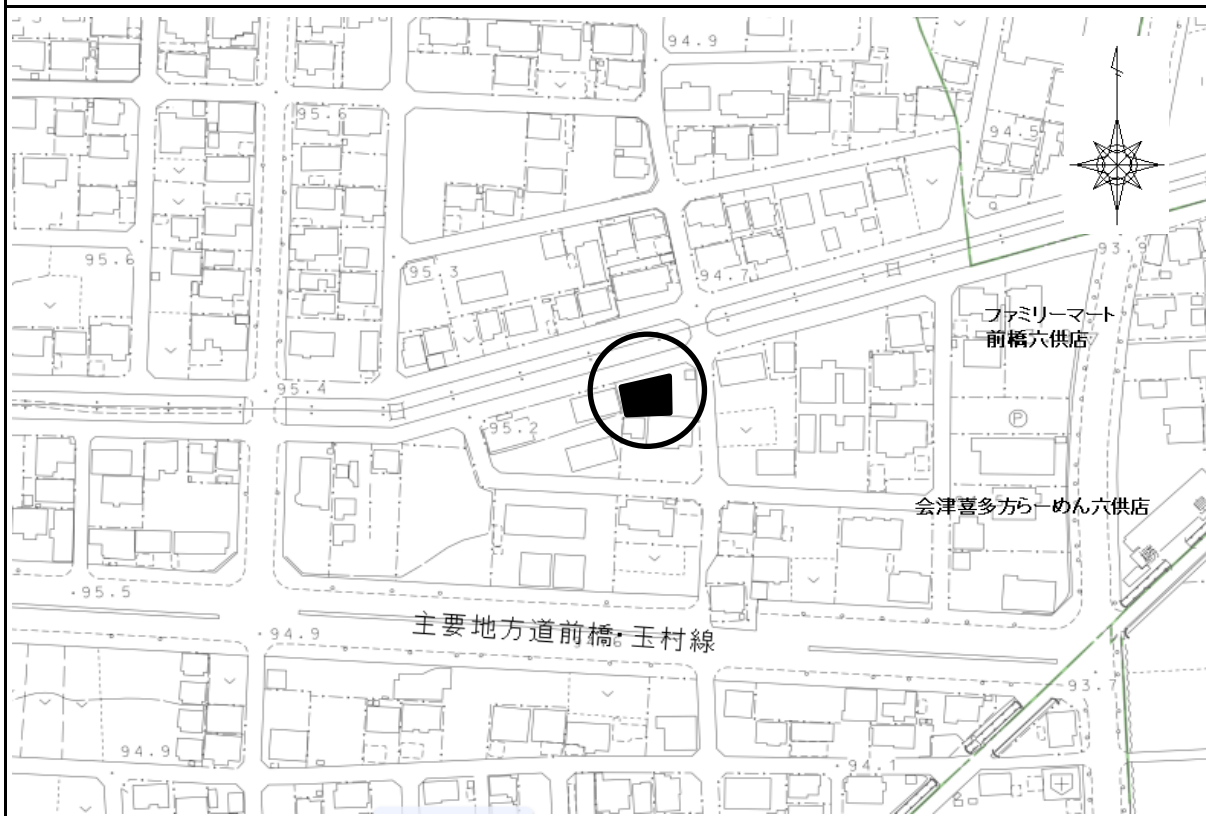
物件番号

8

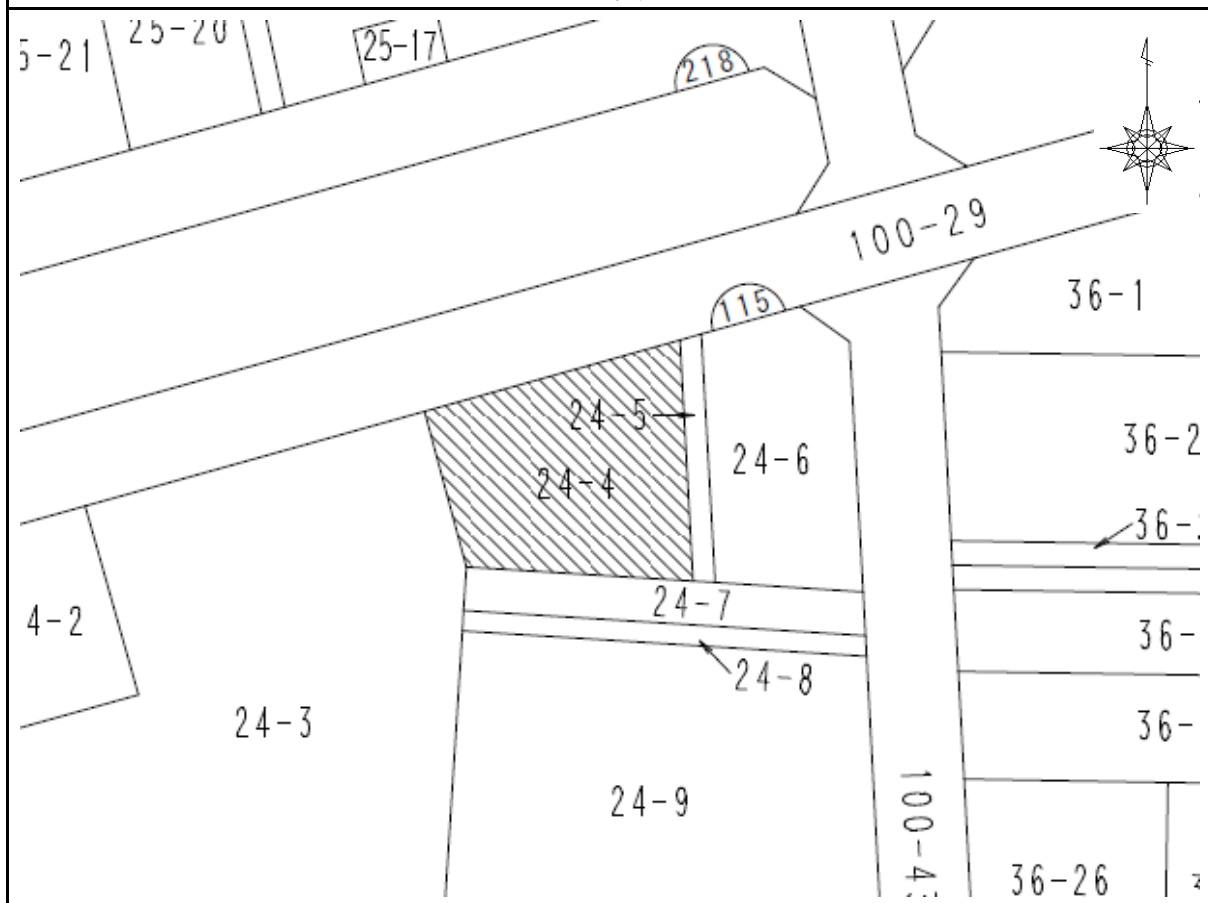
土地の所在

六供町四丁目 2 4 番 4

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	9	予定価格	10,530,000 円 (67,150 円/㎡、 221,595 円/坪)
------	---	------	---

所在地		六供町四丁目 2 5 - 3			
地目		宅地		面積	156.81 ㎡
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	第一種低層住居専用地域			
	建ぺい率	4 0 %			
	容積率	8 0 %			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域外		(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
その他の制限等	絶対高さの最高限度：1 0 m 後退距離 1 m				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	前橋市役所			約 2 . 6 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	城南小学校			約 8 0 0 m (直線距離)
	中学校 (学区)	第一中学校			約 1 . 7 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っておりません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

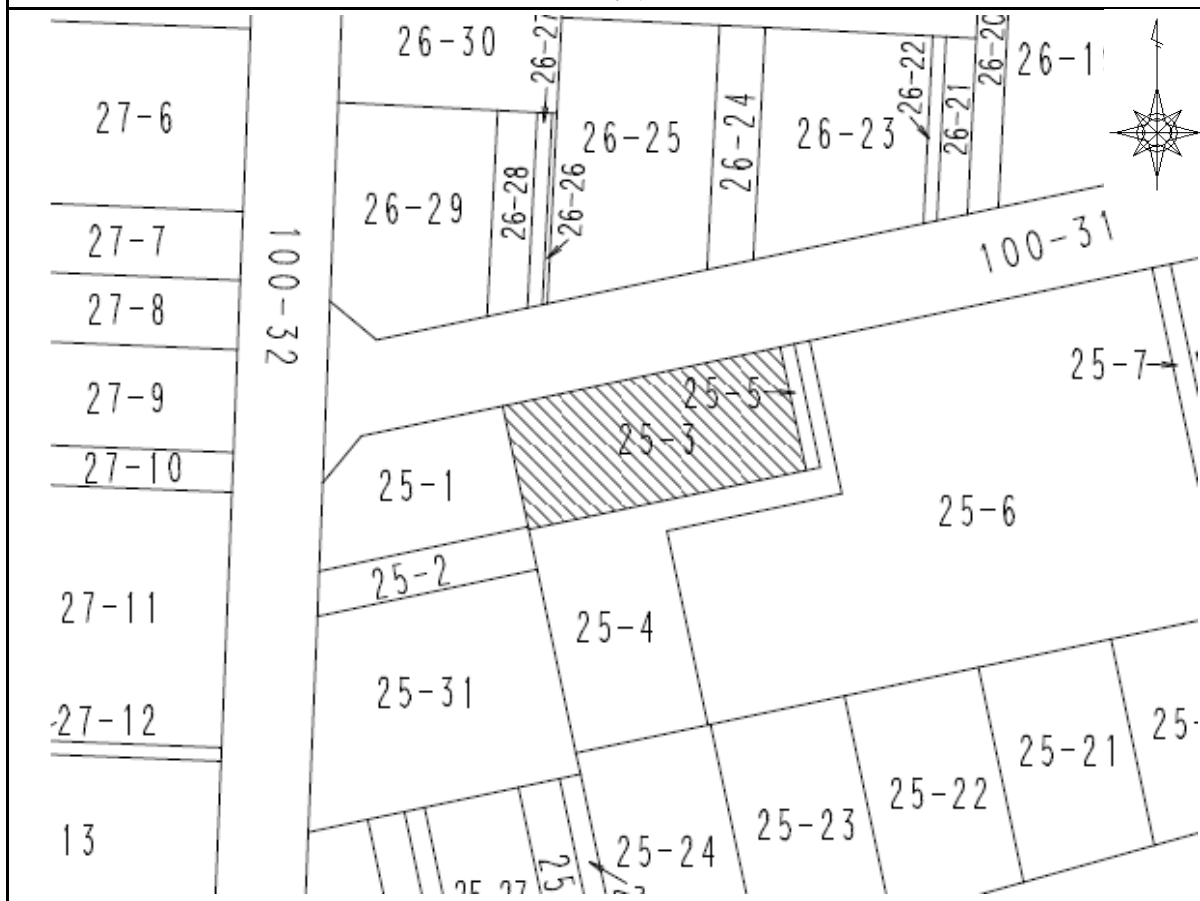
土地の所在

六供町四丁目 2 5 番 3

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	10	予定価格	15,570,000 円 (68,200 円/㎡、 225,060 円/坪)
------	----	------	---

所在地		六供町五丁目 4－3			
地目		宅地		面積	228.28 m ²
道路と敷地の関係		北側幅員 30 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域外		(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
その他の制限等					
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	有	隣接道路に本管理設有	東京ガスネットワーク(株) 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	前橋市役所		約2.9 km (直線距離)	
	小学校 (学区)	城南小学校		約1.0 km (直線距離)	
	中学校 (学区)	第一中学校		約2.0 km (直線距離)	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則1箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

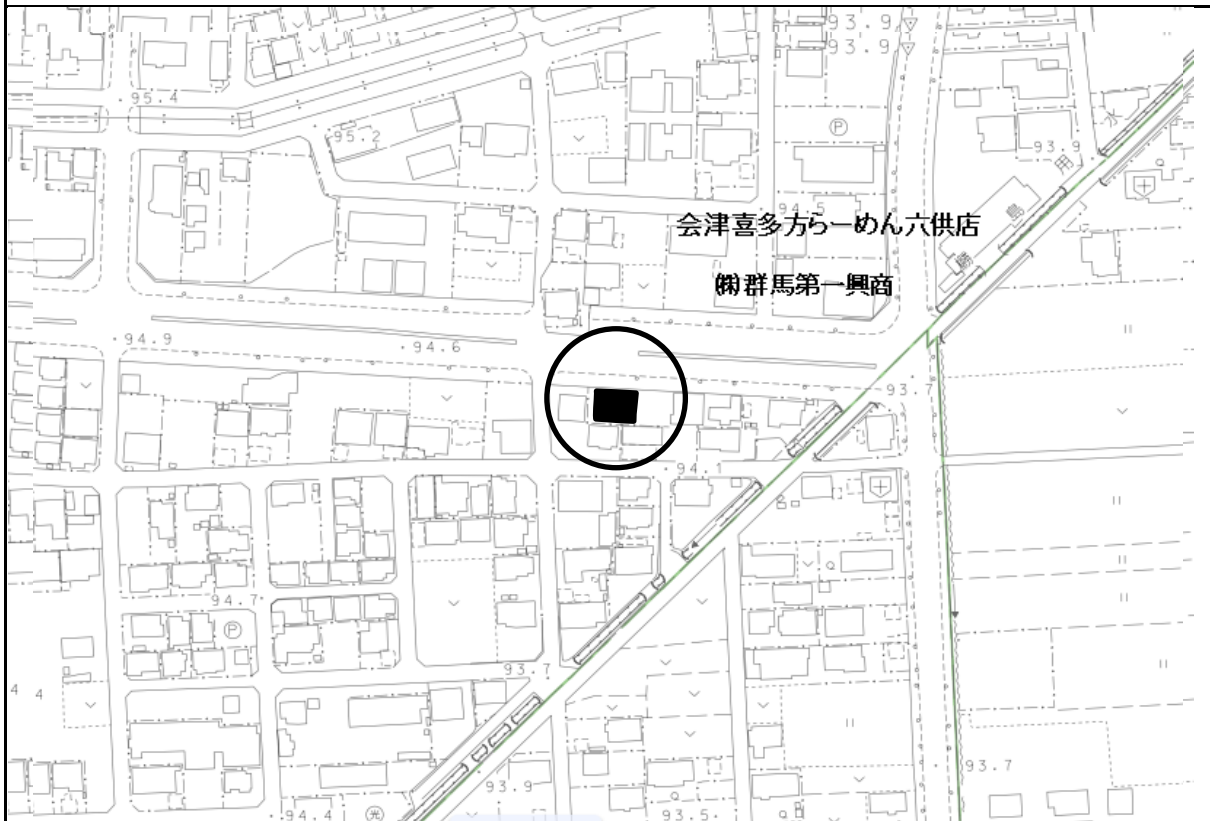
物件番号

10

土地の所在

六供町五丁目4番3

位置図



公図



物 件 調 書

物件番号	11	予定価格	12,994,000 円 (55,700 円/㎡、 183,810 円/坪)
------	----	------	---

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 8 街区 1 2 号保留地			
地目		宅地		面積	233.29 ㎡
道路と敷地の関係		西側幅員 6 m、南側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	防火地域	指定なし			
	その他の制限等	土地区画整理法 7 6 条の建築許可が必要です。			(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	永明市民サービスセンター			約 2 . 0 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	永明小学校			約 1 . 9 k m (直線距離)
	中学校 (学区)	第五中学校			約 1 . 3 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

物件番号

1 1

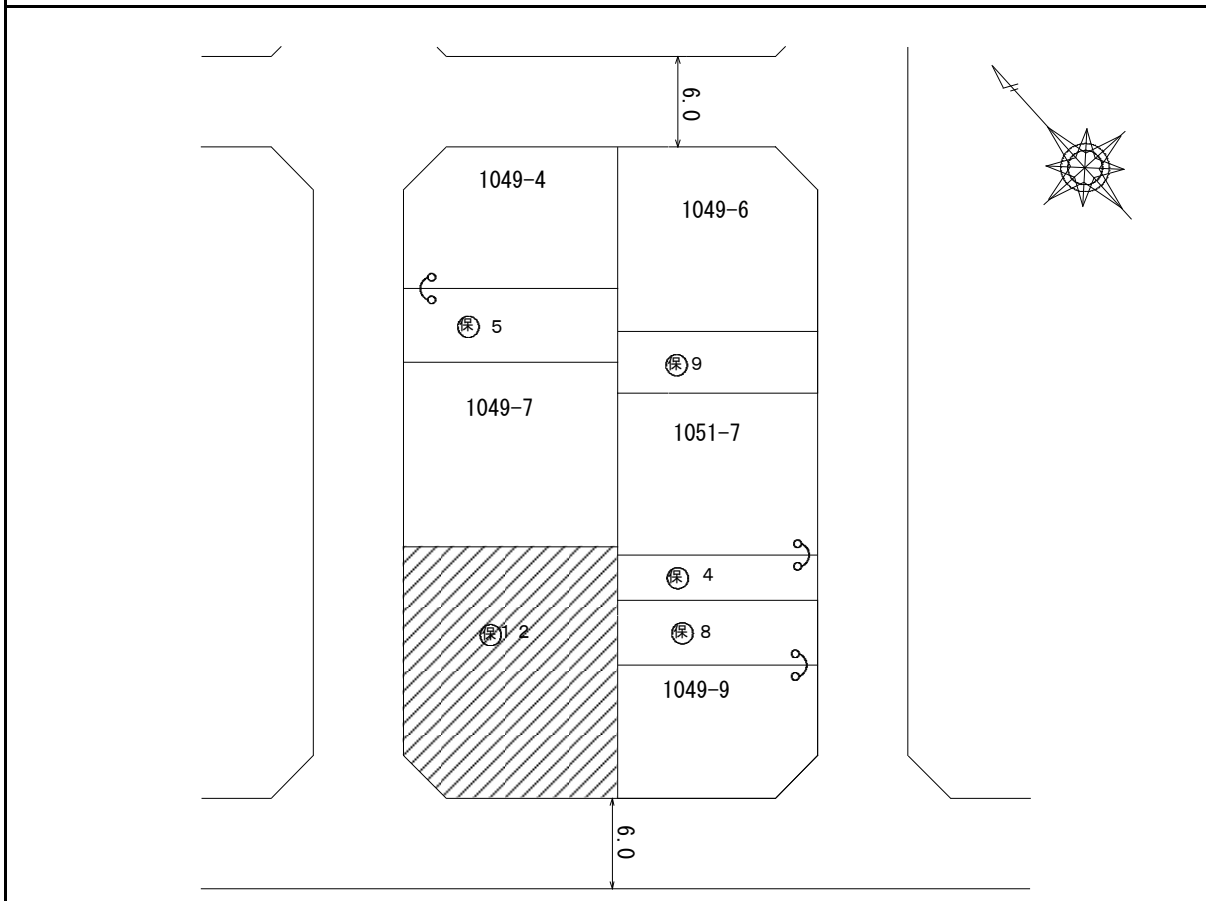
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 8 街区 1 2 号保留地

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	12	予定価格	10,930,000 円 (52,500 円/㎡、 173,250 円/坪)
------	----	------	---

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 9 街区 2 1 号保留地			
地目		宅地		面積	208.19 ㎡
道路と敷地の関係		西側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：前橋大島 駅周辺地区	居住誘導区域：区域内		(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
その他の制限等	土地区画整合法 7 6 条の建築許可が必要です。				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	永明市民サービスセンター			約 2 . 0 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	永明小学校			約 1 . 9 k m (直線距離)
	中学校 (学区)	第五中学校			約 1 . 4 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

物件番号

1 2

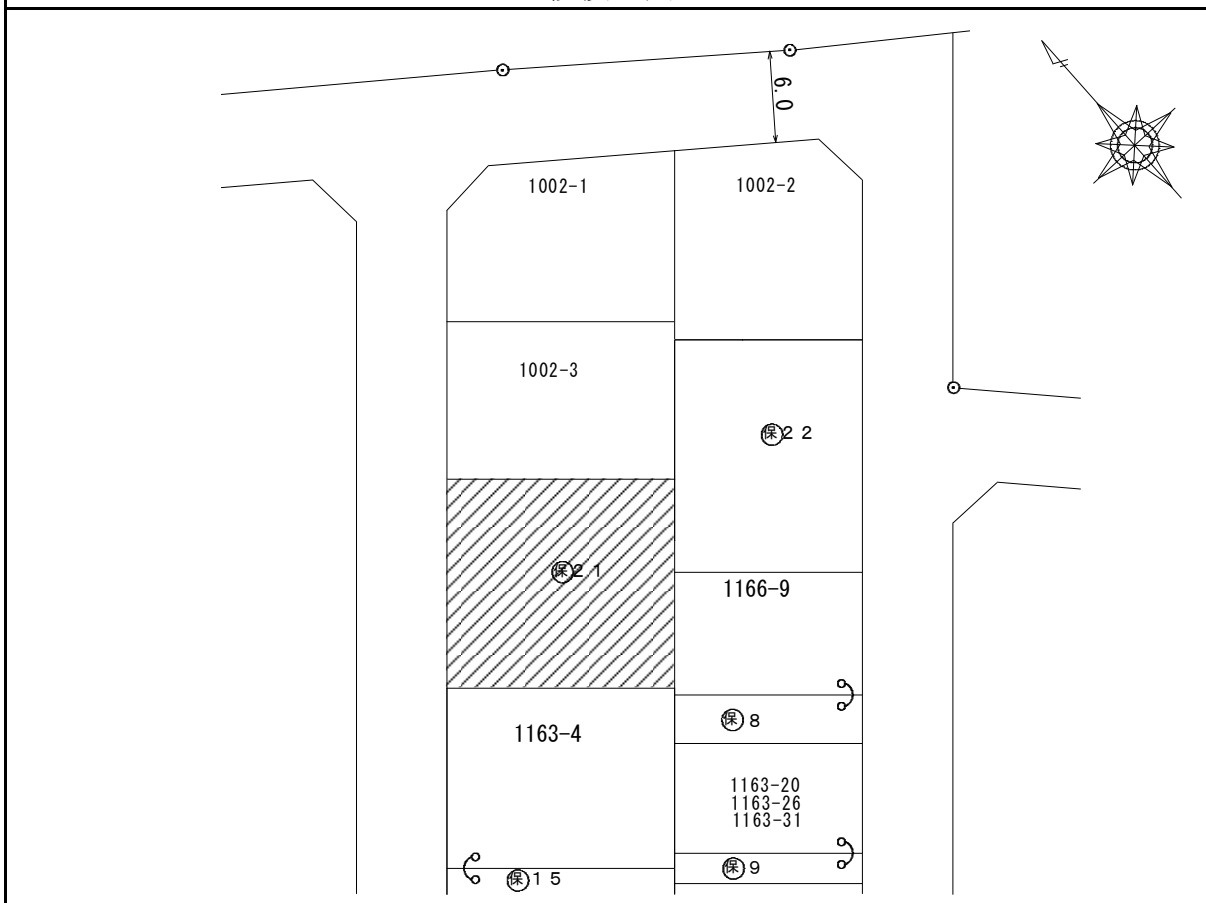
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 9 街区 2 1 号保留地

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	13	予定価格	11, 161, 000 円 (54, 100 円/㎡、 178, 530 円/坪)
------	----	------	---

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 9 街区 2 3 - 1 号保留地			
地目		宅地		面積	206.31 ㎡
道路と敷地の関係		西側幅員 6 m、北側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容		お問い合わせ先	
	都市計画区域	市街化区域		(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943	
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %		(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754	
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：前橋大島 駅周辺地区	居住誘導区域：区域内	(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913	
その他の制限等	土地区画整理法 7 6 条の建築許可が必要です。				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	永明市民サービスセンター		約 2 . 0 k m (直線距離)	
	小学校 (学区)	永明小学校		約 1 . 9 k m (直線距離)	
	中学校 (学区)	第五中学校		約 1 . 4 k m (直線距離)	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				
	・ブロック塀が境界上に建てられている箇所がありますが、隣接地権者と覚書を結んでいます。				

物件番号

1 3

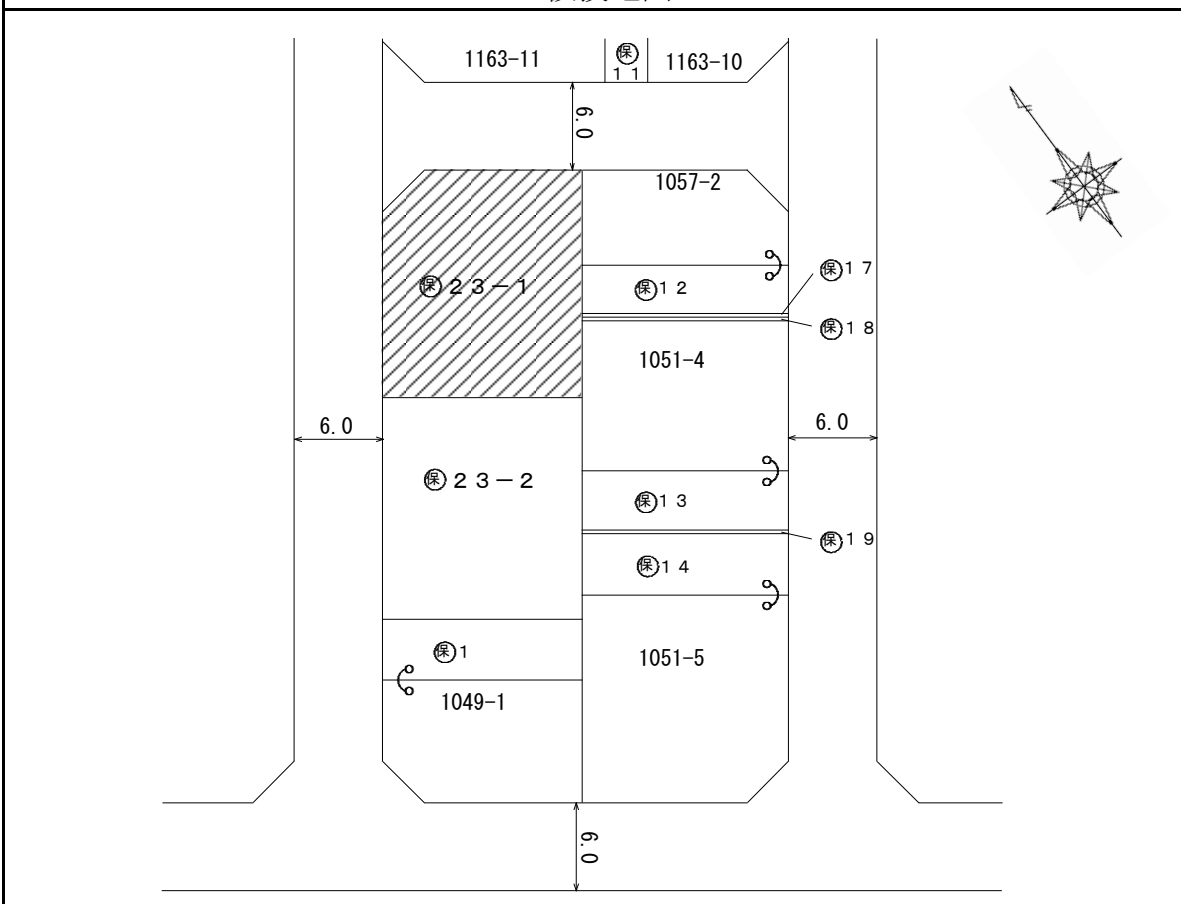
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 9 街区 2 3 - 1 号保留地

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	14	予定価格	10,763,000 円 (52,500 円/㎡、 173,250 円/坪)
------	----	------	---

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 9 街区 2 3 - 2 号保留地			
地目		宅地		面積	205.00 ㎡
道路と敷地の関係		西側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	防火地域	指定なし			
	その他の制限等	土地区画整理法 7 6 条の建築許可が必要です。			(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	永明市民サービスセンター			約 2 . 0 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	永明小学校			約 1 . 9 k m (直線距離)
	中学校 (学区)	第五中学校			約 1 . 4 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				
	・ブロック塀が境界上に建てられている箇所がありますが、隣接地権者と覚書を結んでいます。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

物件番号

1 4

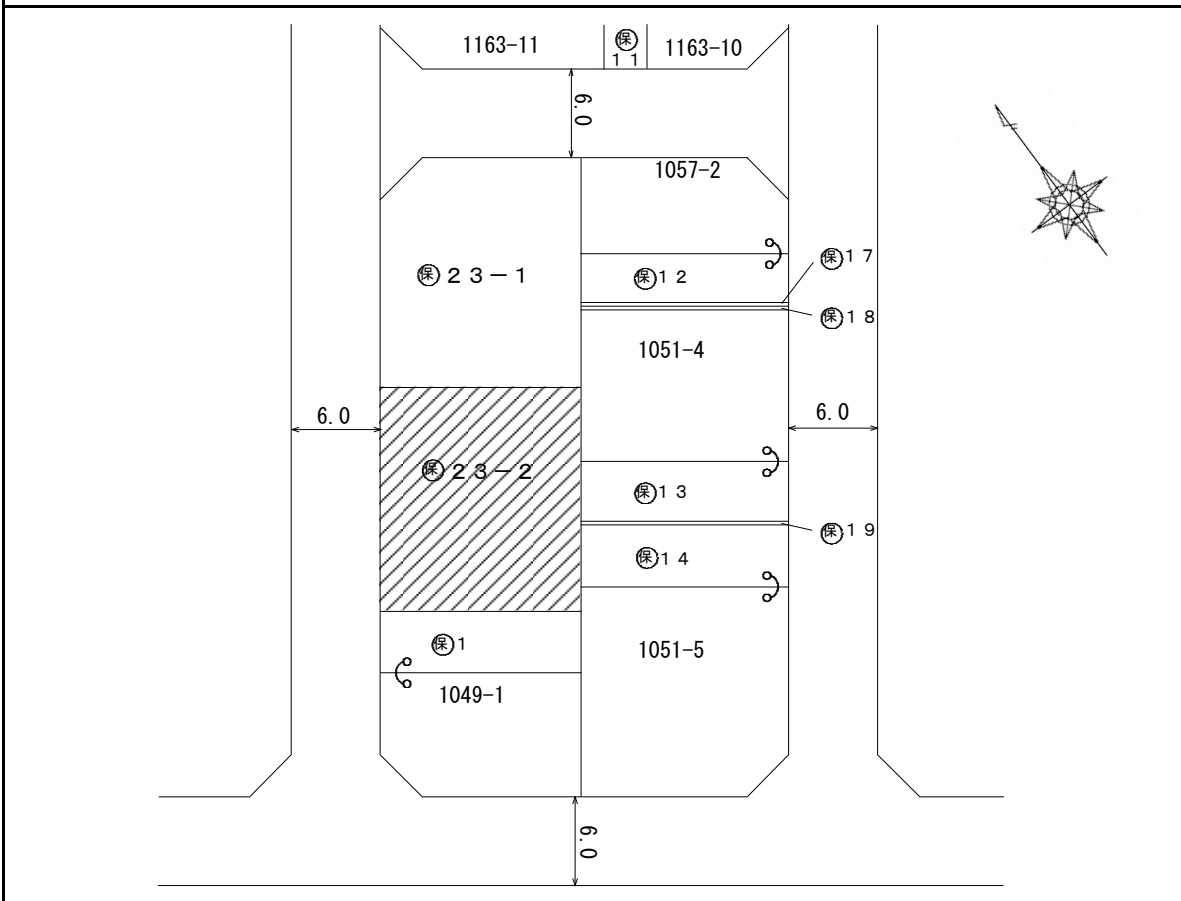
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 9 街区 2 3 - 2 号保留地

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	15	予定価格	11,900,000 円 (59,400 円/㎡、 196,020 円/坪)
------	----	------	---

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 3 6 街区 7 号保留地			
地目		宅地		面積	200.24 ㎡
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	防火地域	指定なし			
	その他の制限等	土地区画整理法 7 6 条の建築許可が必要です。			(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	永明市民サービスセンター			約 1 . 9 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	永明小学校			約 1 . 9 k m (直線距離)
	中学校 (学区)	第五中学校			約 1 . 6 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

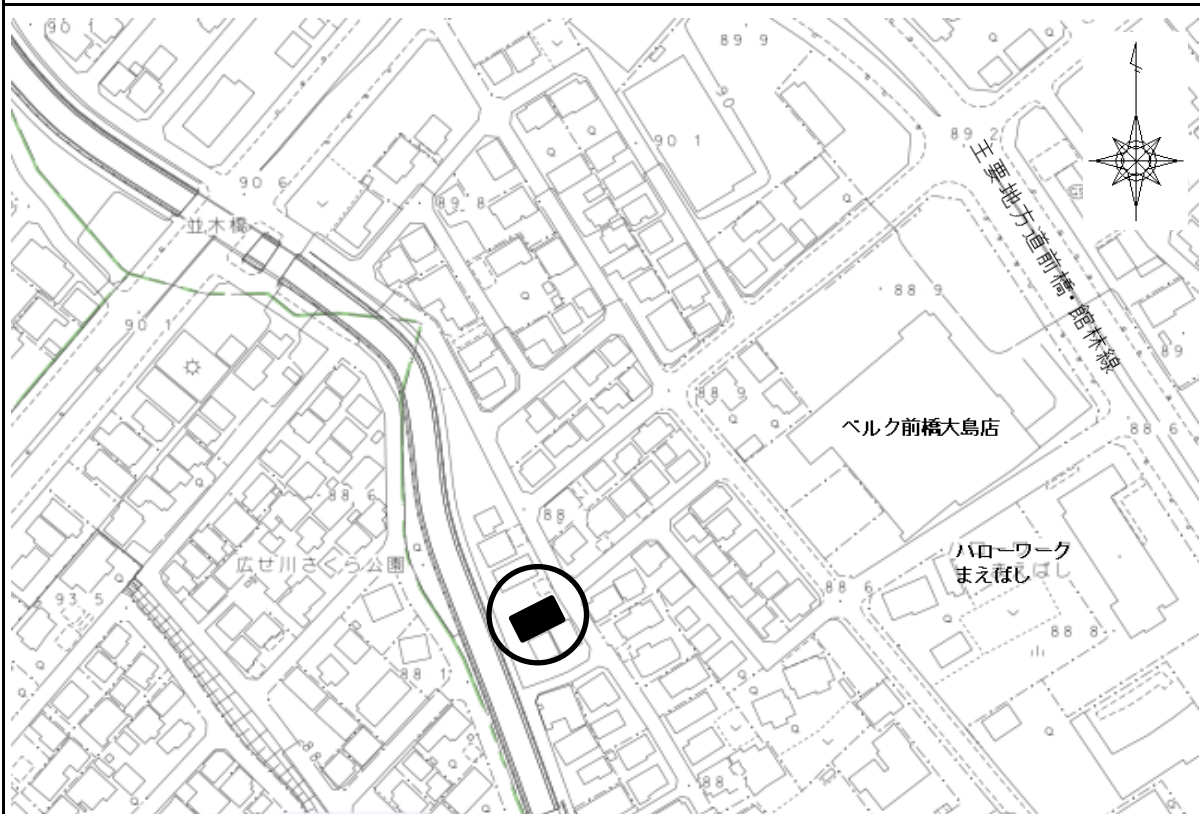
物件番号

15

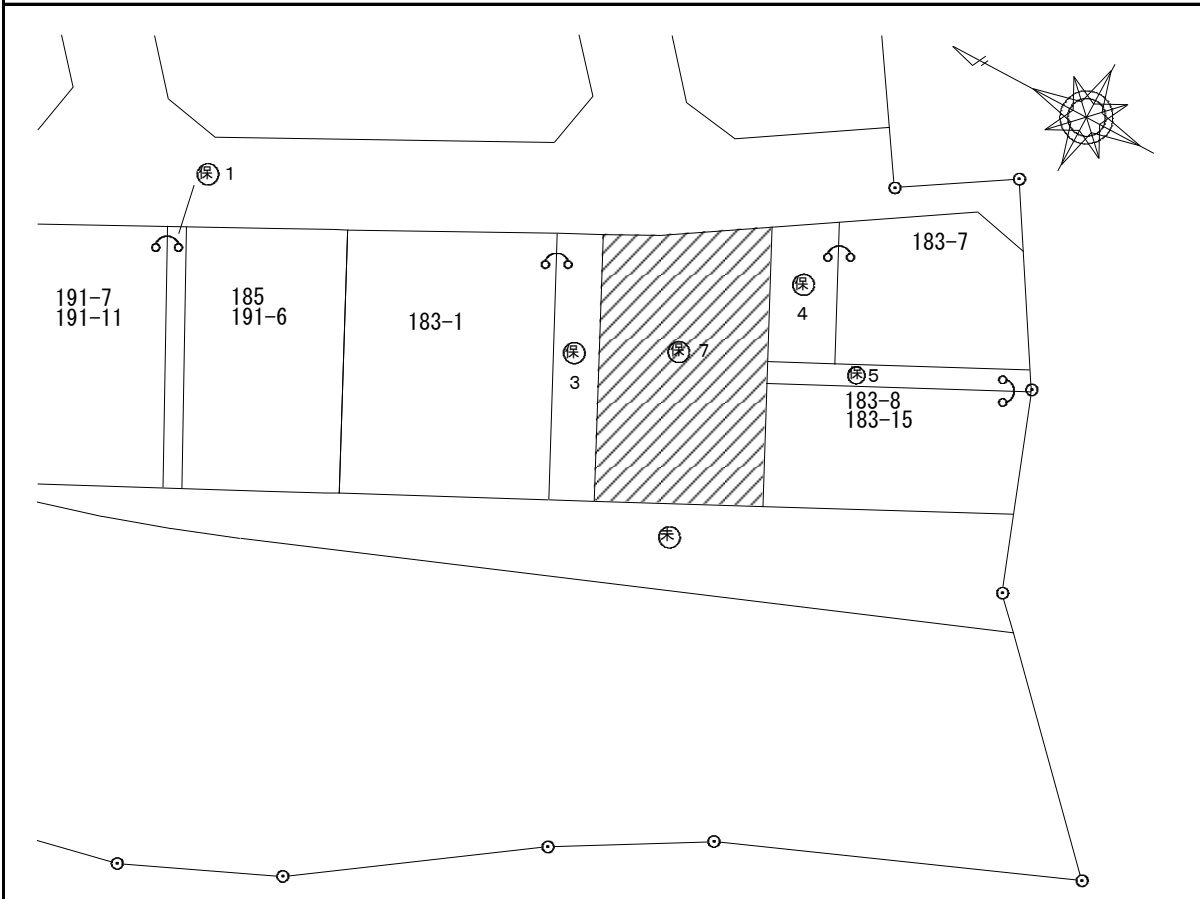
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 3 6 街区 7 号保留地

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	16	予定価格	9,400,000 円 (55,600 円/㎡、 183,480 円/坪)
------	----	------	--

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 8 2 街区 9 号保留地（下大島町）			
地目		宅地		面積	168.97 ㎡
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m、西側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：前橋大島駅周辺地区	居住誘導区域：区域内		
その他の制限等	土地区画整理法 7 6 条の建築許可が必要です。			(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913	
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	永明市民サービスセンター		約 1 . 0 k m（直線距離）	
	小学校（学区）	永明小学校		約 1 . 0 k m（直線距離）	
	中学校（学区）	木瀬中学校		約 1 . 6 k m（直線距離）	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。					
・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。					

本物件の売出人	前橋市（区画整理課 027-898-6912）
---------	-------------------------

物件番号

1 6

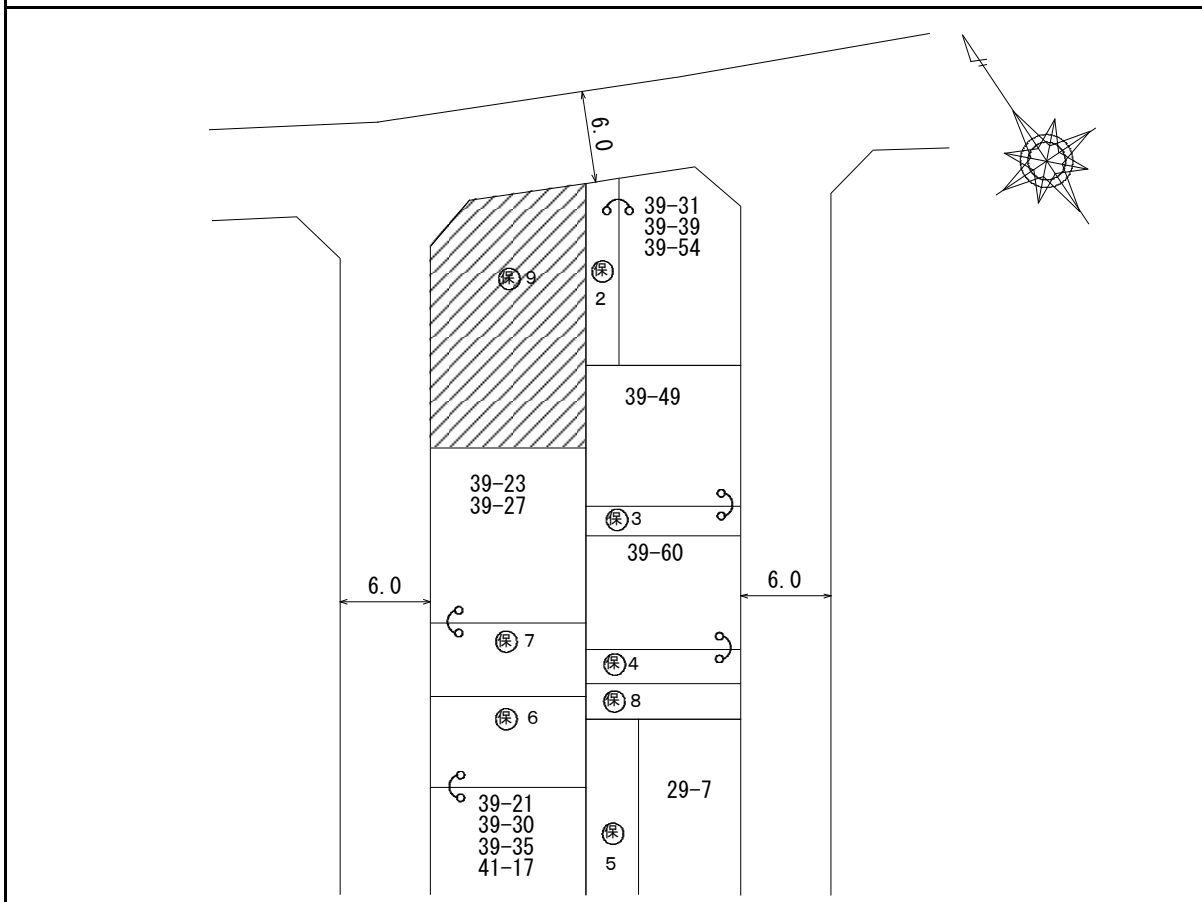
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 8 2 街区 9 号保留地(下大島町)

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	17	予定価格	8,207,000 円 (47,700 円/㎡、 157,410 円/坪)
------	----	------	--

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 6 街区 2 3 号保留地			
地目		宅地		面積	172.05 ㎡
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：前橋大島 駅周辺地区	居住誘導区域：区域内		(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
その他の制限等	土地区画整理法 76 条の建築許可が必要です。				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	LPGガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	永明市民サービスセンター			約 2.0 km (直線距離)
	小学校 (学区)	永明小学校			約 1.9 km (直線距離)
	中学校 (学区)	第五中学校			約 1.3 km (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

物件番号

17

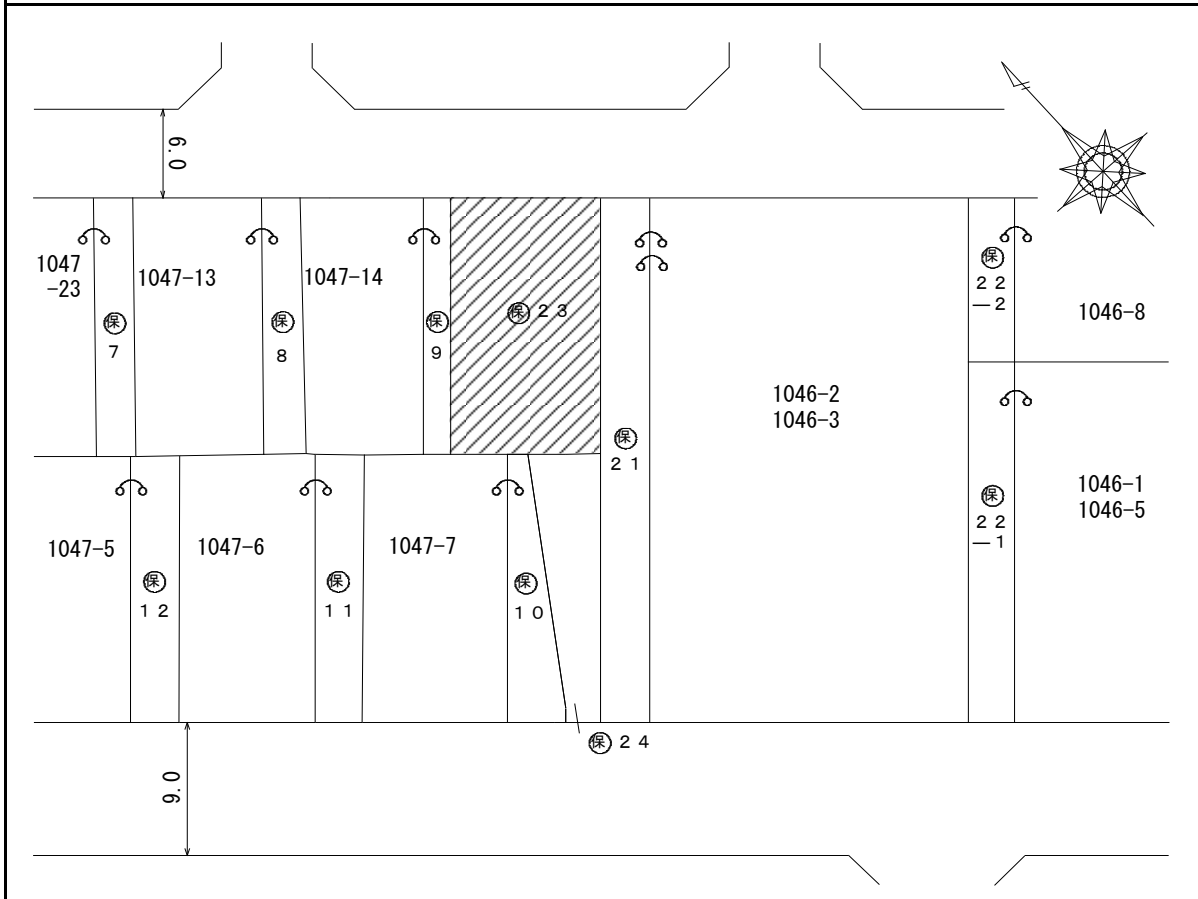
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内6街区23号保留地

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	18	予定価格	8,514,000 円 (50,670 円/㎡、 167,211 円/坪)
------	----	------	--

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 1 0 街区 2 4 号保留地			
地目		宅地		面積	168.02 ㎡
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m、東側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：前橋大島 駅周辺地区	居住誘導区域：区域内		(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
その他の制限等	土地区画整理法 7 6 条の建築許可が必要です。				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	永明市民サービスセンター			約 2 . 0 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	永明小学校			約 1 . 9 k m (直線距離)
	中学校 (学区)	第五中学校			約 1 . 3 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

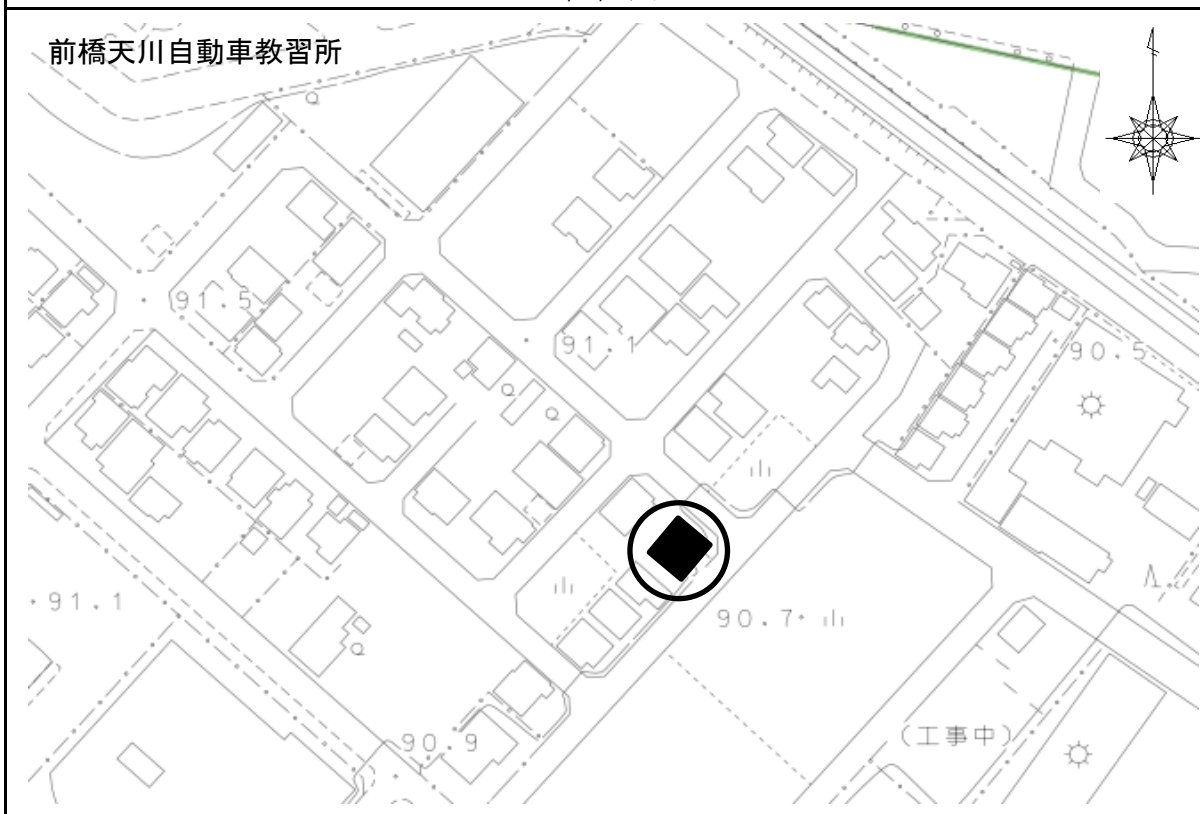
物件番号

1 8

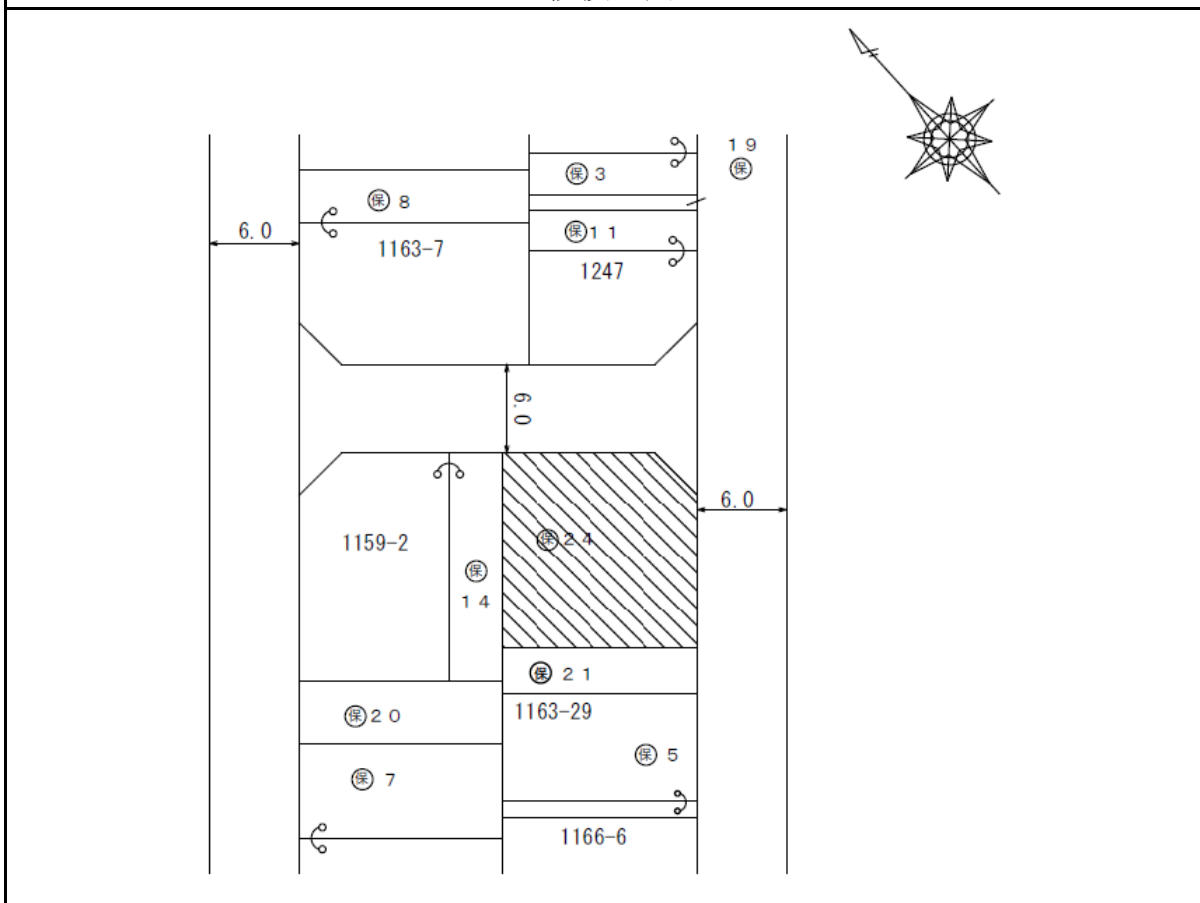
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 1 0 街区 2 4 号保留地

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	19	予定価格	22,034,000 円 (39,870 円/㎡、 131,571 円/坪)
------	----	------	---

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 3 2 街区 8 号保留地			
地目		宅地		面積	552.71 ㎡
道路と敷地の関係		北西側幅員 27 m、東側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：前橋大島 駅周辺地区	居住誘導区域：区域内		(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
その他の制限等	土地区画整理法 76 条の建築許可が必要です。				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	LPGガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	永明市民サービスセンター			約 2.0 km (直線距離)
	小学校 (学区)	永明小学校			約 2.0 km (直線距離)
	中学校 (学区)	第五中学校			約 1.5 km (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				
	・東側角の道路上に集積場が設置されています。				
	本物件の売出人 前橋市 (区画整理課 027-898-6912)				

物件番号

1 9

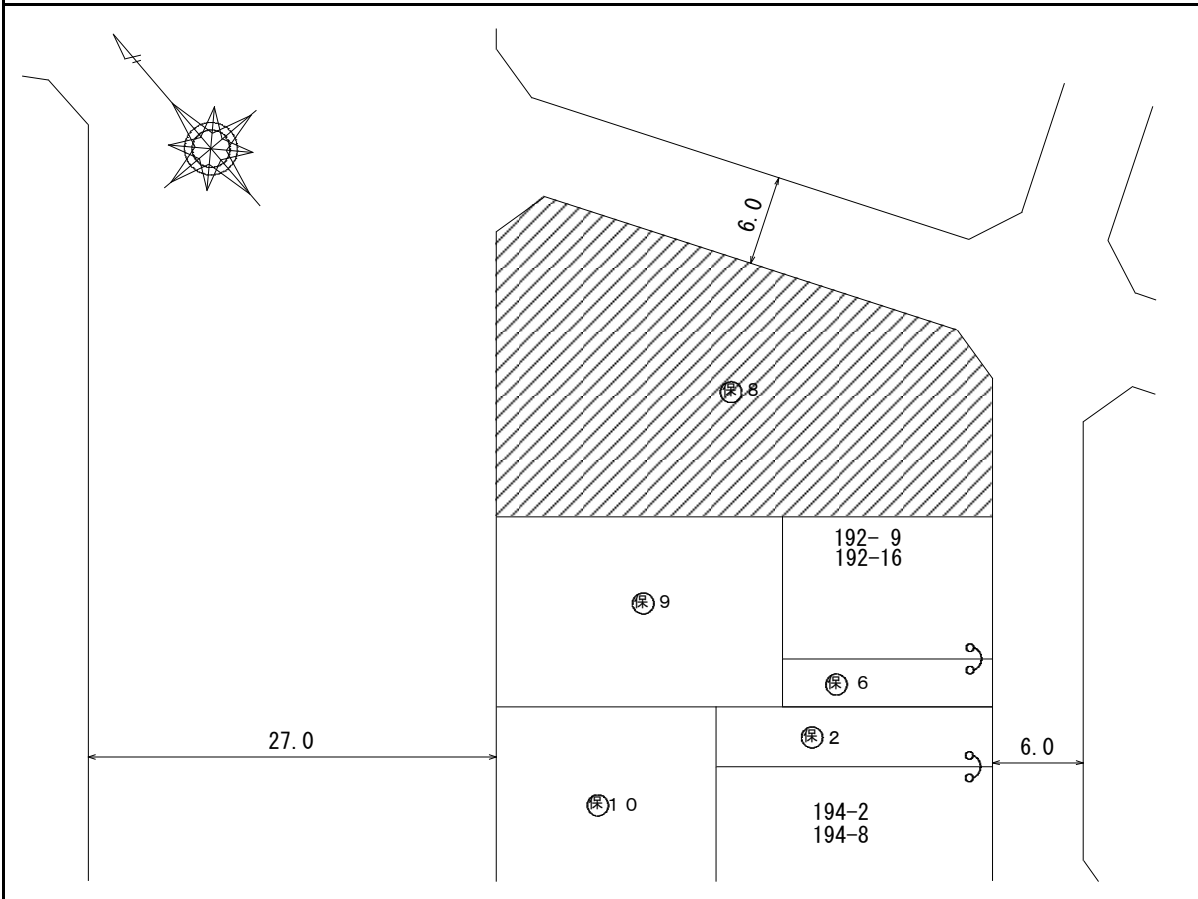
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 3 2 街区 8 号保留地

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	20	予定価格	21,515,000 円 (40,160 円/㎡、 132,528 円/坪)
------	----	------	---

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 6 0 街区 1 2 号保留地(下大島町)			
地目		宅地		面積	535.64 ㎡
道路と敷地の関係		北側幅員 6 m、東側幅員 1 0 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：前橋大島駅周辺地区	居住誘導区域：区域内		(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
その他の制限等	土地区画整理法 7 6 条の建築許可が必要です。				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未取出し：現地要確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	永明市民サービスセンター			約 1 . 0 k m (直線距離)
	小学校 (学区)	永明小学校			約 1 . 1 k m (直線距離)
	中学校 (学区)	木瀬中学校			約 1 . 6 k m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

物 件 調 書

物件番号	21	予定価格	16,200,000 円 (50,760 円/㎡、 167,508 円/坪)
------	----	------	---

所在地		松並木土地区画整理事業区域内 9 4 街区 5 号保留地(朝倉町四丁目)			
地目		宅地		面積	319.10 ㎡
道路と敷地の関係		西側幅員 2 7 m、北側幅員 6 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容			お問い合わせ先
	都市計画区域	市街化区域			(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			(2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外	居住誘導区域：区域内		(3) 76条申請等について 区画整理課 027-898-6913
その他の制限等	土地区画整合法 7 6 条の建築許可が必要です。				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：未 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容			位置関係
	市役所等	上川淵市民サービスセンター			約 8 0 0 m (直線距離)
	小学校 (学区)	わかば小学校			約 5 0 0 m (直線距離)
	中学校 (学区)	明桜中学校			約 8 0 0 m (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、負担金納入後、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

物件番号

21

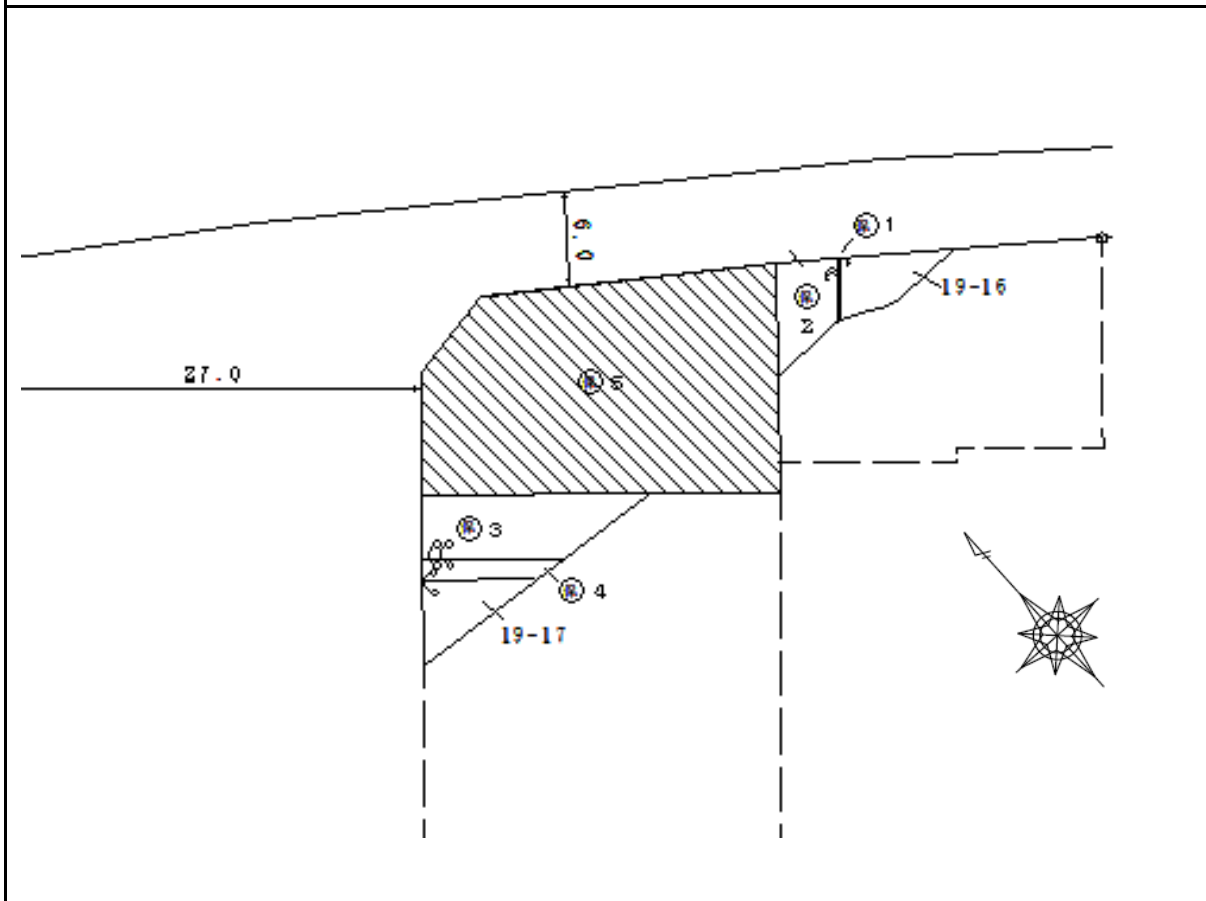
土地の所在

松並木土地区画整理事業区域内 9 4 街区 5 号保留地(朝倉町四丁目)

位置図



仮換地図



物 件 調 書

物件番号	22	予定価格	4,400,000 円 (39,600 円/㎡、 130,680 円/坪)
------	----	------	--

所在地		天川大島町三丁目 5 4 - 3			
地目		雑種地		面積	111.00 m ²
道路と敷地の関係		西側幅員 9 m (建築基準法第42条第1項第1号)			
法令に基づく制限	種類	内容		お問い合わせ先	
	都市計画区域	市街化区域		(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943 (2) 建築確認申請等について 建築指導課 027-898-6754	
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域：前橋大島駅周辺地区	居住誘導区域：区域内		
その他の制限等					
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-99-5222
	都市ガス	無	L P ガス		
	上水道	有	取出し：無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：済 取出し：無	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	永明市民サービスセンター		約 1 . 8 k m (直線距離)	
	小学校 (学区)	桃瀬小学校		約 1 . 2 k m (直線距離)	
	中学校 (学区)	第五中学校		約 1 . 5 k m (直線距離)	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、電柱及び支線、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。				
	・土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係る費用は買受人の負担となります。				
	・電気、ガス、上水道の使用に係る申請及び費用については、買受人の負担となります。				
	・下水道の取出し工事については、原則 1 箇所申請可能です。詳細につきましては下水道整備課へお問い合わせください。				

本物件の売出人	前橋市 (区画整理課 027-898-6912)
---------	--------------------------

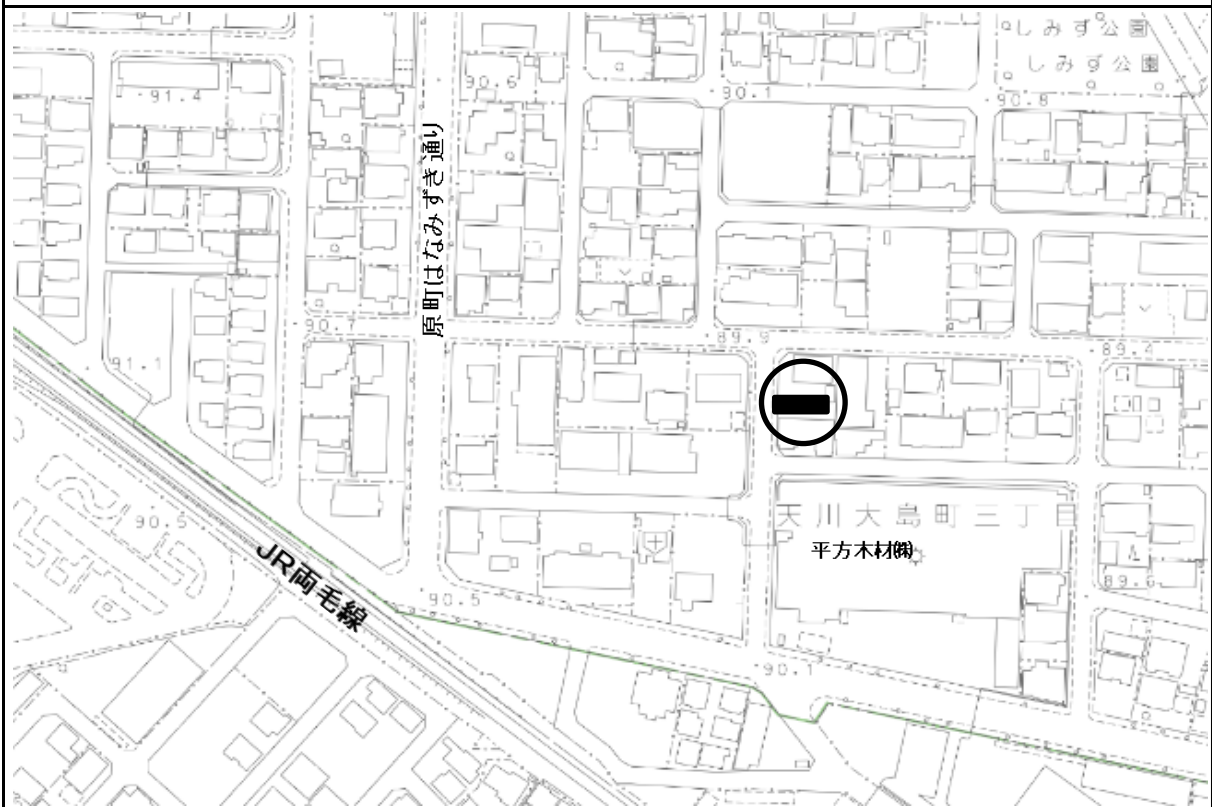
物件番号

22

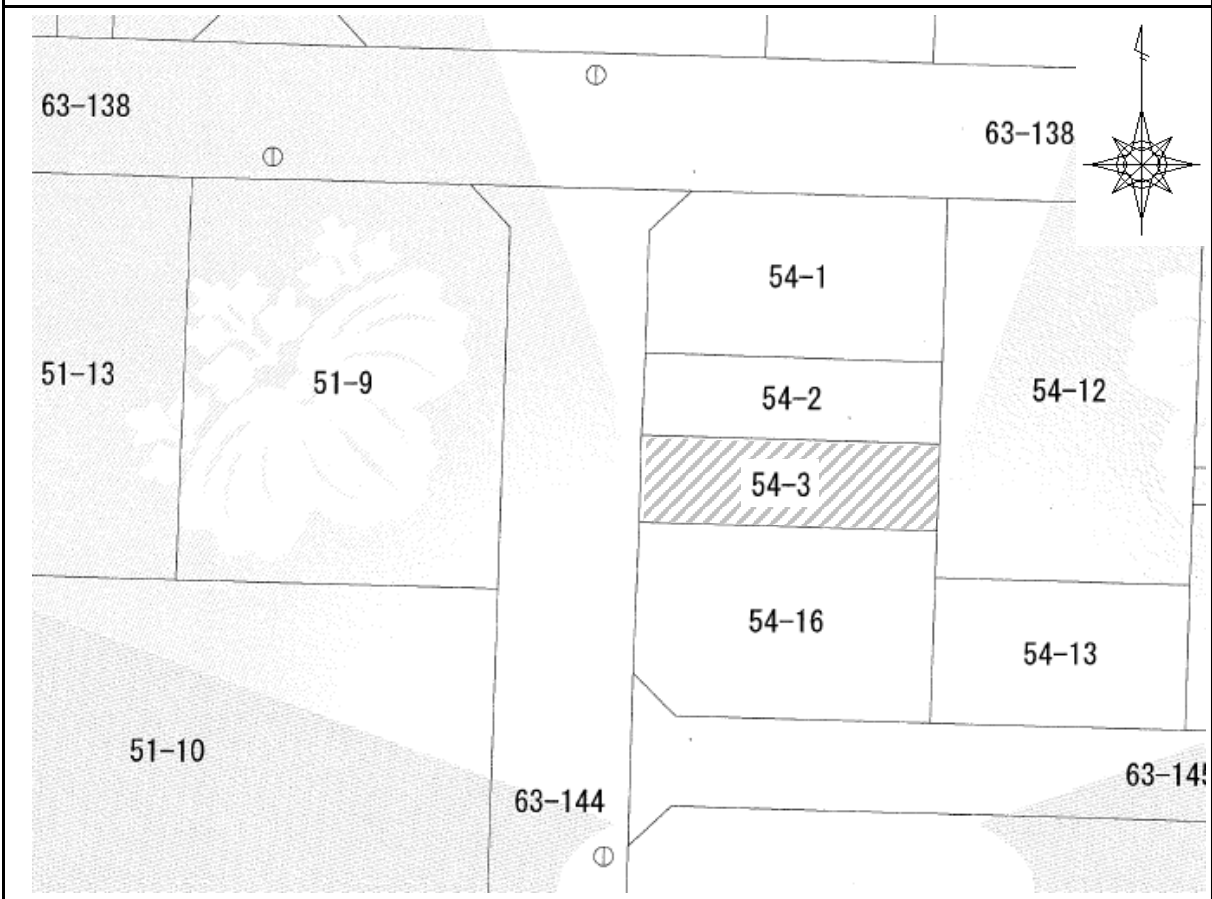
土地の所在

前橋市天川大島町三丁目54番3

位置図



公図



保 留 地 売 買 契 約 書 (例)
※六供地区の契約書は一部異なります。

前橋都市計画事業松並木土地区画整理事業 施行者 前橋市 代表者 市長 小 川 晶 (以下「甲」という。) と、(落札者名を記載) (以下「乙」という。) は、次の条項により保留地売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買する土地の表示)

第2条 甲は、次に掲げる保留地 (以下「本件土地」という。) を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。ただし、売買面積は、土地区画整理事業法 (以下「法」という。) 第103条第4項に規定する換地処分の日翌日に確定するため、その面積に増減があった場合はそれによる。

本件土地の表示

所在 前橋都市計画事業松並木土地区画整理事業区域内

____街区 ____号保留地

地積 _____平方メートル

(売買代金)

第3条 本件土地の売買代金は、金 (落 札 金 額) 円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結までに契約保証金として落札金額の10分の1以上を甲の発行する納入通知書により前橋市指定金融機関等に納付しなければならない。

2 甲は、乙が第6条に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を前条の売買代金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の費用)

第5条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(売買代金の納付)

第6条 乙は、第3条に定める売買代金のうち第4条第1項に定める契約保証金を除いた金額を令和7年11月14日までに甲の発行する納入通知書により前橋市指定金融機関等に納付しなければならない。

2 売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

3 第2条ただし書きの場合には、法第103条第4項に規定する換地処分の日翌日以降に売買代金を清算するものとする。単価は (落札㎡単価) 円/㎡とし、清算代金に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(所有権の移転)

第7条 本件土地の所有権は、乙が売買代金を完納し、かつ法第103条第4項に規定する換地処分の公告の日翌日以降に甲から乙に移転するものとする。

(所有権移転登記)

第8条 本件土地の所有権移転登記は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後に、甲が行う。この場合の登録免許税は乙の負担とする。

(土地の引渡し等)

第9条 本件土地は、乙が第3条に規定する売買代金完納後、甲から乙に現状有姿のまま引き渡すものとする。ただし、第12条第2項の規定により、修補を行う場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 乙は、本件土地の引渡しを受けた時から、使用及び収益することができる。この場合において、土地の境界等は甲の指示によるものとする。

3 本件土地に建築物等を建築する際の地盤調査費用及び地盤改良工事等に係るすべての費用については乙の負担とする。

(容認事項)

第10条 乙は、別表に定める容認事項を確認し、その内容を容認の上、本件土地を買受けるものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、引き渡された本件土地が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次に掲げる修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合にあっては、甲及び乙は、相手方に対し、協議の申入れをすることができる。

- (1) 乙は、甲に対し、本件土地の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、甲は、乙に不当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 前号の場合において、修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 契約不適合が本契約及び社会通念に照らして甲の責に帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、不適合によって生じた損害（本件土地に現実かつ直接に生じた損害に限る。）の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償額は、売買代金を上限とする。
 - (4) 乙は、契約不適合により、本契約を締結した目的を達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (5) 契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものとき又は契約締結時に乙が当該契約不適合を知っていたときは、乙は、前各号の規定による修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して代金減額請求をすることはできないものとする。
 - 3 前条の容認事項については、第1項の契約不適合に該当しないものとする。

（危険負担）

- 第12条 甲及び乙は、本契約締結の時から本件土地の引渡しの時までの間において、本件土地が天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により滅失したとき又は損傷により修補が不能又は修補に過大な費用を要するとき、その他本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。この場合において、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。
- 2 甲は、本件土地の引渡し前に前項の事由によって本件土地が損傷した場合であっても修補することにより本契約の履行が可能であるときは、本件土地を修補して乙に引き渡すことができるものとする。
 - 3 第1項の規定により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（行為の制限）

- 第13条 乙は第9条に規定する本件土地の引き渡しの日から次に該当する行為をしてはならない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業のために使用すること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団または同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。
 - (3) 前2号のいずれかに該当することを知らず、所有権を第三者に移転し、又は本件土地を貸し付けること。

（契約の解除）

- 第14条 乙に本契約に違反する行為があったときは、甲は本契約を解除できるものとする。
- 2 前項の規定により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。
 - 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害（本契約の締結及び履行等に関し、乙が支出した一切の費用を含む。）について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
 - 4 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（乙の原状回復義務等）

- 第15条 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに本件土地を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

（違約金）

- 第16条 乙は、甲が第14条第1項の規定により本契約を解除したときは、第3条の売買代金の10分の1に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。
 - 3 第1項の違約金は、次条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（損害賠償）

- 第17条 乙は、乙が本契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、損害賠償としてその損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

- 第18条 甲は、第14条第2項の規定により受領済みの金員を返還する場合において、乙が第16条第1項

に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する金員の全部又は一部と相殺する。

(公租公課の負担区分)

第19条 本件土地に係る公租公課その他一切の費用は、第9条に規定する土地の引き渡し完了の日までは甲の負担とし、以後は乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は、第14条の規定によりこの契約を解除された場合において、本件土地に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(所有権の移転及び権利の設定の制限)

第21条 乙は、この契約締結の日から第7条に規定する所有権の移転登記が完了する日までの間に、本件土地について売買、贈与、交換等による権利の移転をした場合は速やかに甲に届出を、地上権、質権等の権利の設定をする場合は甲の承認を得なければならない。

(所轄裁判所)

第22条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、前橋市を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

(協議)

第23条 本契約に定めていない事項又は本契約に疑義を生じたときは、民法（明治29年法律第89号）その他関係法規則に従い、甲乙両方で協議のうえ定めるものとする。

本契約を締結した証として、本書2通を作成して甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 前橋都市計画事業松並木土地区画整理事業
施行者 前橋市
代表者 市長 小 川 晶

乙 住 所
氏 名

別表（第10条関係）

容認事項
(1) 本件土地の隣接地との境界について、引渡し後に疑義等が生じて乙は、甲に対し、一切の修補請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の責任を問わない。
(2) 本件土地は、現状有姿で引き渡すものとし、引渡し後は、本件土地内外の土壌、工作物、電柱及び支線、供給設備の補修、移設、撤去及び再築造並びに樹木の剪定について、甲は対応しない。
(3) 本件土地引渡し後は、近隣地権者との協議等について、甲は対応しない。
(4) 水道管、ガス管等の公共埋設物が、設置者の提供する図面に相違があったことにより、本件土地内に存在し、それらの撤去移設等を求める場合は、乙が設置者に対応を協議するものとする。
(5) 本件土地は、土壌汚染調査、地盤調査及び地下埋設物調査等を行っていない。
(6) 本件土地の周辺環境及び近隣関係は、変化する場合がある。

(以下余白)

※注 別表（第10条関係）の容認事項は物件により内容が変更となる場合があります。

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

郵便番号

住所又は所在地

ふりがな

氏名又は名称

ふりがな

代表者氏名(法人の場合)

生年月日

(法人の場合、代表者) 昭和 平成 年 月 日生

私は、前橋市が行う保留地（市有地）売払い一般競争入札に参加するにあたって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 私は、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しません。
- 2 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- 3 私は、地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者もしくは2に掲げる者から委託を受けた者、またはそれらに掲げる者の団体に該当しません。
- 4 私は、公有財産の買受けについての一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有しています。
- 5 私は、地方自治法第238条の3第1項に規定される公有財産に関する事務に従事する前橋市職員に該当しません。
- 6 私は、「令和7年度一般競争入札による保留地（市有地）売払い案内」に記載された内容全てを承知したうえで入札に参加いたします。

- * 共有名義の場合は、全員が自署してください。
- * 地方自治法施行令第167条の4の内容は「一般競争入札による保留地（市有地）売払い案内」2ページをご覧ください。
- * 前橋市では、市の事務事業から暴力団等を排除するため、入札参加申込者に暴力団等でない旨の誓約に基づき警察に照会を行います。
- * この様式に記載された個人情報、入札事務以外には使用しません。

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

郵便番号 —

住所又は所在地

ふ り が な
氏名又は名称

ふ り が な
代表者氏名(法人の場合)

電話番号 — —

※共有名義で申し込む場合は、全員が記名し、名前の横に持分割合を明記してください。

保留地（市有地）売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

物件番号	保留地（市有地）の所在地

※申し込みに来られた方（申し込み者と同じ場合は不要です。）

住 所

氏 名

電話番号 — —

本人確認書類	免	マ	他（ ）
--------	---	---	------

【お持ちいただくもの】

◎誓約書

◎申込者の本人確認書類

《個人の場合》

・運転免許証、マイナンバーカード等

《法人の場合》

・法人登記現在事項証明書

※本人確認書類は、原本をお持ちください。原本確認後にコピーをお預かります。

※お預かりした確認書類は入札事務以外には使用しません。



都市計画部区画整理課
027-898-6912

